

平成29年田原本町議会第2回定例会

平成29年6月5日

(第2日)

田 原 本 町 議 会

平成29年 第2回 定例会

田原本町議会会議録

平成29年6月5日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番 牟田和正君	2番 阪東吉三郎君
3番 森井基容君	4番 安田喜代一君
5番 森良子君	6番 古立憲昭君
7番 西川六男君	8番 竹邑利文君
9番 辻一夫君	10番 吉田容工君
11番 植田昌孝君	12番 松本美也子君
13番 小走善秀君	14番 吉川博一君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 坂本定嗣君 局長補佐 森惠啓仁君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 森章浩君	町長公室長 植田知孝君
総務部長 持田尚顕君	住民福祉部長 中屋敷晃弘君
産業建設部長 森博康君	上下水道部長 山田英二君
総務課長 森里義則君	監査委員 井上喜一君

教 育 長	植 島 幹 雄 君	教 育 部 長	竹 島 基 量 君
会 計 管 理 者	三 浦 明 君	選 挙 管 理 委 員 会	北 田 喜 史 君
農 業 委 員 会		事 務 局 長	
事 務 局 長	中 井 良 司 君		

平成29年田原本町議会第2回定例会議事日程

6月5日（月曜日）

○開 議（午前10時）

○一般質問

1. 8番 竹 邑 利 文 議員

1. 人事に対する想到

- (1) 人事異動の主唱は
- (2) またしても課長級（女性）以上ゼロとは

2. 教育行政の先鞭事項は

- (1) 児童・生徒の交通事故防止対策は
- (2) 道徳教科書について
- (3) 障がい者差別解消法について

2. 10番 吉 田 容 工 議員

1. 老人クラブについて

- (1) 領収書を添付させるなど変更された理由は何ですか？
- (2) 補助金額を削減してこられた理由は何ですか？増額あるいは一人当たりの金額に変更する予定はありますか？

2. 給食について

- (1) 中学校給食に地元食材をどのように取り入れる予定ですか？中学校給食を食育にどのように活用しますか？
- (2) 教育委員会は、各校から取り寄せて食べ比べをしませんか？
- (3) 始業式の翌日から給食を提供している自治体は県内にありますか？本町ができない理由は何ですか？

3. 公務員倫理について

- (1) 愛和会からの中元歳暮をなぜ受け取っていたのか？
- (2) 上司への報告制度は作らないんですか？担当者任せですか？
- (3) このような接待攻勢をする利害関係人が現れた場合町長はどう対応されますか？
- (4) 温泉旅行やゴルフ等接待に関わっておられた町長にそれができますか？

3. 3番 森井基容 議員

喫煙スペースの確保について

町役場敷地内に来庁者向けの喫煙スペースの確保について

4. 2番 阪東吉三郎 議員

1. 地震等の防災・減災対策について

公共建物の非構造部材の防災対策について

2. 認定こども園の設置について

認定こども園の設置について

5. 12番 松本美也子 議員

1. 子どもの読書活動推進のために

学校図書室の環境整備について

2. 防災対策について

(1) 水害・豪雨対策について

(2) 指定避難所の防災機能及び備蓄品の整備についての現状と今後の取組みについて

○総括質疑（報第7号より議第38号までの19議案について）

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

○議長（西川六男君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。

よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

一 般 質 問

○議長（西川六男君） 一般質問を議題といたします。

なお、質問については念のため申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により3回を超えることはできません。

それでは、質問通告順に順次質問を許します。8番、竹邑議員。

（8番 竹邑利文君 登壇）

○8番（竹邑利文君） おはようございます。

議長のお許しを得まして一般質問させていただきます。

1、人事に対する想到。

（1）人事異動の主唱は。

人事についてお聞きします。

町長が就任されてはや1年が経過し、本年4月の異動は町長が人事権を行使され、83名の異動がありました。その中で、1年前に異動し、また異動となった職員が14名おります。職務を1年で全うできないのに、なぜ、このような人事を実行されたのか疑問符です。

また、副町長に関しましても、町行政の難題が多々ある中、いつ任用されるのですか、お答えください。

（2）またしても課長級（女性）以上ゼロとは。

昨年、第2回定例会において質しましたが、昨年と変わりなく、課長級以上がゼロ人です。県下39自治体でゼロの自治体がございますか。なぜ、このような状態を継続されるのですか。男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、男女共同参画推進条例等は無視されるのですか。女性職員の業務向上精神の興起のために、政策実行についてお答えください。

2、教育行政の先鞭事項は。

(1) 児童・生徒の交通事故防止対策は。

交通事故の発生について、警察庁の分析では、歩行中は7歳、自転車乗車時は16歳が突出して多く、小学校1年生、中学校1年生が該当する。月別では、4月から7月の入学シーズンと夕暮れの早くなる10月、11月が多いとの結果です。

政府は、第2次学校安全の推進に関する計画を閣議決定した。本町においても、最近、人身事故が多発しております。本町の交通安全対策、ハード面、ソフト面での児童・生徒の安全確保についての施策についてお答えください。

(2) 道徳教科書について。

平成30年度から特別の教科に位置づけている道徳の小学校教科書の検定結果が公表された。教科化に伴い、教え、議論する道徳への転換が図られる。自分ならどうするかといった設問や議論のヒントが示され、話し合いや体験学習を重視し、子どもに深く考えさせるものとなった。大津市のいじめ自殺を契機に、大半がいじめを扱っている。ベテラン教師の退職で若手がふえた学校も多い。教師の指導力向上のため、研さんの機会を拡充する必要がある。本町はどの方向に進むのか、お答えください。

(3) 障がい者差別解消法について。

障害者差別解消法施行から1年が過ぎた。家庭側から対応を要請された際の窓口を設置している教育委員会は59.4%、設置していない16.3%、設置する予定6.2%、未定18.1%です。

同法は、家庭側からの申請があった場合、どの程度対応できるか、学校・行政側で検討し、合意形成を目指すとしている。合意形成ができなかった場合の相談先は、教育委員会、教育支援委員会、学校の校長が多い傾向である。本町の現状、どのように教職員に研修されているか、お答えください。

○議長（西川六男君） 町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 8番、竹邑議員の第1番目、「人事に対する想到」についてのご質問にお答えいたします。

まず、「人事異動の主唱は」につきましては、本年度から、子育ての願いをかな

えるまちづくりの一環として、子育て世代包括支援センターを担当することも未来課を、安全で快適な暮らしを支えるまちづくりを効果的に進めるため、自主防災意識の向上や被災者支援等、防災体制の強化を図るために防災課を新たに創設するなど、多様化・高度化する住民ニーズや新たな行政課題に迅速に、的確に対応できる体制づくりに努めているところでございます。

また、効率的で質の高い住民サービスを提供していく上では、多くの部署を経験した、幅広い知識を持った職員の育成が重要であると考えており、職員の勤務経験年数にかかわらず、業務への影響も見ながら、可能な限り多くの経験が積めるような人事異動を行ってまいりたいと考えております。

次に、副町長の選任につきましては、前回の定例会におきましても答弁させていただいているところでございますが、国や県からという方法やそれ以外のさまざまな方法も考えられるところではありますが、副町長辞職後から現在に至るまで、私が副町長の人事について国や県に依頼しているということは一切ございません。

大切なことは、本町をよく理解して、本町を愛し、本町のために尽力し、よりよい人間性と能力によって職務を遂行できる人材を我が目で見ただ上で人選することであるとと考えております。時期にこだわらず、さまざまな選択肢の中から、決して焦ることなく本町に適した人材を選任して、議会の皆様のご同意を得ていきたいと考えております。

次に、「またしても女性課長級以上ゼロとは」についてであります。本町では、本年4月1日現在、課長補佐級以上の管理職の女性職員は5名、うち1名は課長級である主幹となっており、女性が占める割合は8.6%という状況でございます。昨年度も女性の課長級は1名であり、過去の定例会におきましても答弁いたしましたとおり、女性の課長級の割合を高めるよう努めておりますが、課長級への登用対象の職員に退職者が複数あったことで女性の課長級が増えなかったため、今年度につきましても女性の課長級が1名という状況であります。

また、本町では、議員もご承知のとおり、係長級、課長補佐級への昇任試験を実施しておりますが、女性職員の受験割合が低いことも女性の管理職の登用が進まない大きな要因となっております。

そのような状況のもと、ご指摘がございました女性活躍推進法に基づき、昨年3

月に策定いたしました田原本町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主
行動計画におきまして、女性職員の活躍の推進に向けた数値目標を設定し、その目
標を達成するための実施項目として2つの取り組みを掲げているところでございま
す。一つは、女性職員の管理職・係長職への登用等に向けた意欲の向上につながる
取り組みであり、もう一つは、ワーク・ライフ・バランスをはじめとしたいきいき
と働くことができる職場環境の整備づくりを位置づけ、取り組んでいるところでご
ざいます。

今後も、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法等の関係法令の趣旨を踏まえ、性
別にかかわらず、意欲と能力のある職員の積極的な管理職への登用に努めてまいり
たいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 教育長。

（教育長 植島幹雄君 登壇）

○教育長（植島幹雄君） 続きまして、第2番目、「教育行政の先鞭事項は」につい
てのご質問にお答えいたします。

まず、「児童・生徒の交通事故防止対策は」についてお尋ねでございしますが、町
立幼稚園、小・中学校におきましては、年度初めに通学路点検の強化と環境把握、
改善を行っており、場合により、町が学校及び地元関係者並びに天理警察署などと
ともに現地確認を行い、ドライバーからの視認性を高めるための交差点のカラー塗
装や路側帯を明確にするためのグリーンベルトの敷設等を実施しております。

また、各園、各学校では、毎年度、交通安全教室を開催し、警察署員に道路の歩
き方や自転車の乗り方等の実演・実習を行っていただいております。日々の指導として、
朝礼、一斉下校時の指導や通学路における教員の立哨指導などにより、児童・生徒
の交通事故の未然防止に努めております。

さらに、地域の見守り隊や交通安全協会、交通安全母の会等の方々のご協力を賜
りながら、児童・生徒の安全確保に努めているところでございます。

次に、「道徳教科書について」でございしますが、議員のお述べのように、文部科
学省は、小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から、道徳の時間を特
別の教科道徳に変更し、より力を入れていくとしております。

道徳教育は、人が生きる上で必要なルールやマナー、社会規範などを身につけ、人としてよりよく生きることを根本で支える力を培うためのもので、いじめなどの重大な問題も少なくない昨今、その必要性はますます高まっているところでございます。

現在、道徳の授業は、教材を読むことに終始していると指摘する声も少なくなく、それを踏まえ、いじめなどに教員が正面から向き合う、「考え、議論する道徳」へと転換することが求められており、教員は今まで以上に多様な授業展開や指導方法の工夫が求められております。

こうしたことから、県教育委員会では道徳教育の充実に向け、平成27年度から道徳教育推進リーダーの育成に取り組んでおります。これは、各小・中学校における道徳教育を推進する担当教員の中から、町内または郡内の推進リーダーを養成するもので、今年度も問題解決的な学習や体験的な学習を授業に取り入れることなど授業の質的転換を図るための研修が行われる予定であり、本町でも研修を深めていくよう指導しているところでございます。

最後に、「障がい者差別解消法について」のご質問にお答えいたします。

いわゆる障害者差別解消法は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人もともに生きる社会をつくることを目指して、昨年4月1日に施行されました。

この法律が施行されて1年が過ぎ、本町の現状と教職員の研修についてお尋ねですが、これまでのところ、障害のある児童・生徒や保護者から、この法律に基づく相談等はございませんでした。

また、法律に規定された合理的配慮に当たる取り組みにつきましては、この法律が施行される前から日常的に実践されているものも含まれるとされていますが、本町の各小・中学校の教職員は、これまでも障害のある児童・生徒が適切に意思を表明できるよう、自己理解を深め、コミュニケーション能力を高めるための研修等に取り組んでまいりました。こうした実践を糧に、児童・生徒一人一人が必要な支援を自分で選択し、他者に伝える力を身につけるとともに、障害について理解し、それぞれの立場でできる配慮や工夫をすることにより、全ての人にとって暮らしやすい社会を実現できるよう、特別支援教育のより一層の推進に努めているところでござ

ざいます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 竹邑議員。

○8番（竹邑利文君） 町長、ご答弁ありがとうございます。

（１）に関して、人事の根源は何か、本町は何を考えているのか、私は理解できない。適材適所、本人の適性をどのように判断、思料されているのか。副町長不在の状況は、町行政のあらゆる分野で波及している。再度、お答え願えますか。

（２）に関して、２７年第４回定例会に同じ質問をした。寺田町長は答弁されなかった。当時、持田部長に課長誕生の確約を求めたが、返答されなかった。

２８年第２回定例会において、町長は「積極的に登用もさせていただきたいと思っています」としっかり言明されています。この答弁は架空ですか。議会での言明は重きものです。

女性活躍推進法は、従業員３００人以下は努力義務だが、政府目標は２０年までに管理職比率を３０％だ。私は、いつも類似団体の広陵町を例に出しますが、本町の職員の母親が部長でおられます。女性課長は１１人もおられます。この差は何ですか。本町は男尊女卑と言われないように、強く強く進化するよう求めます。ありがとうございます。

植島教育長、初答弁ありがとうございます。

（１）に関して、０歳から１５歳の年齢別では、７歳の死傷者が際立って多い。８歳以降は、交通安全教育の効果で減少。幼稚園・保育園は、保護者の送り迎えで少ない。文科省の調査では、集団登下校は、１７年度は５８．２％、２７年度は４１．９％に減少している。私の日常のパトロールでは、生徒の横並び自転車走行は目に余る行為であり、強く注意喚起している。児童では、登下校は保護者、地域住民の立哨で真面目な行動だが、学校管理下以外では全くだめな状態です。子どもたちの世界になれば、自分の勝手な行動が当たり前になる。強く指導する以外はないと思う。学校安全、第２次計画の閣議決定されましたが、どのように想定されているか、お答えください。

（２）に関して、東日本大震災の被災体験や、電車とホームの間に挟まれた女性を救出しようと乗客が力を合わせて車両を押す様子を捉えた新聞の写真が教材にな

った。助け合いの大切さを伝える内容だ。正規の教科でなく、軽視されがちだった「考え、議論する授業」の土台に転換が図られる。道徳は、人間社会において、人生の基本形成をなすべきもので、最重要との認識を児童・生徒に浸透させてもらいたい。

(3) に関して、同法に関して啓発する機会や研修の場を設けて、教職員に対し同法の理解を進化してもらいたい。よろしくお願いします。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） 議員の、まず1つ目の人事異動につきましてでございますが、先ほども申しましたように、効率的で質の高い住民サービスを提供していくためには、職員が多くの業務に携わり、幅広く経験していただくことが必要であると考えております。

ただ一方、経験年数が1年という期間で短すぎるのではないかというご指摘も十分理解しております。ただ、先ほど申し上げましたように、機構改革、そして職員の新陳代謝によつての異動もございますので、一概にそうは言えないのではないかというふうにも私は考えております。

議員お述べのとおり、異動職員の能力や性格に関する適性もしっかりと把握しながら、可能な範囲で行っていきたくと考えております。また、異動は、職員の一時的な負担も大きくなりますが、しっかりとサポートをさせていただこうと考えております。

また、副町長の不在の件でございますが、今現在、どこに依頼しているということでもございません。ただ、部長職も行政で1つふやし、全部長、精いっぱい行政に滞りがないう頑張っていたいただいております。先ほど述べさせていただきましたが、よりよい人間、そして本町を愛し、本町のために尽くしてくださる人材を見つけ次第、また議会の同意を得てまいりたいと思います。

女性の登用でございますが、先ほども述べさせていただきましたが、対象となる職員の退職があったため、課長職への登用というものが今のところできていないところでございますが、これは一朝一夕にはできるものではございません。議員お述べの広陵町は、先進事例として私たちも理解しております。しっかりと、職場の雰囲気、また役場の雰囲気からも、先ほど申し上げましたワーク・ライフ・バランス

をもとに、働きやすさから変えていかなければ管理職への登用も難しいと考えておりますので、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 教育長。

○教育長（植島幹雄君） 竹邑議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘いただいた第2次学校安全推進計画の主な柱は5つございまして、1、学校安全に関する組織的取り組み、2、安全教育の充実方策、3、学校施設・設備の整備充実、4、P D C Aサイクルの確立を通じた事故防止、5、家庭・学校・関係機関との連携・協働となっております。

本町では、先ほどお答えいたしましたように、児童・生徒の安全確保に向けて具体的な施策に努めておりますが、とりわけ学校現場で力を入れていきたいと考えておりますのは安全教育の充実でございます。議員のご指摘のとおり、学校管理下以外のところでは、子どもたちの安全を脅かす事態が少なからず見受けられ、そのような事態に対応するためにも、何よりも子どもたちに危険予測、危険回避の力を身につけさせることが重要であると考えております。

次期学習指導要領でも、アクティブ・ラーニング、最近ではこの言葉、余り使われずに、主体的で対話的な深い学びという表現になっておりますけれども、これらを通じて、みずから判断して行動できる子どもを育成しようとしております。

本町においても、地域や学校の実情に応じた安全教育を充実させることによりまして、危機に対して子どもたちが適切に行動し、そして自分や家族あるいは近くの人々の命を守れるような、そういった人間を育てていきたいと考えております。

(1) につきましては、以上を答弁とさせていただきます。

なお、(2) の道徳教育につきましては、教員みずからの生き方が問われるのではないかなと考えております。

(3) の障がい者差別解消法につきましても、教員の生徒・児童を観察、そして理解する能力が問われるのではないのかなと考えております。

引き続き、関係機関と連携しながら、さまざまな研修を通じて教員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西川六男君） 竹邑議員。

○8番（竹邑利文君） ありがとうございます。

職員の皆さんは、高いプロ意識を持って、これまでのような画一的、横並びの風土を打ち破り、多様性が尊重される新しい田原本を目指してください。ありがとうございました。

○議長（西川六男君） 答弁よろしいか。

○8番（竹邑利文君） 結構です。

○議長（西川六男君） では、以上をもちまして、8番、竹邑議員の質問を打ち切ります。

続きまして、10番、吉田議員。

（10番 吉田容工君 登壇）

○10番（吉田容工君） それでは、通告どおり質問させていただきます。

きょうは、3つのテーマについて質問させていただきます。

まず1つ目、老人クラブについてであります。

老人クラブは、高齢者を会員とする自主的な団体です。これまで身につけてこられた豊かな知識と経験を生かして地域社会における諸活動に参加することにより、老後の生活を健全で豊かなものとし、生きがいを高めようという目的で結成された組織です。自治会とは異なる、地域での大切な結びつきです。

本町には、現在、76のクラブがあり、4,178人が登録されています。

この間、老人会の役員さんから、補助金を何に使ったか領収書を添付して提出せよと指示された、親睦を目的とする団体に何を言うんだとお叱りの声をいただきました。補助金が減らされた上に領収書とは、怒りがとまりませんでした。

そこで質問します。

領収書を添付させるなど変更された理由は何ですか、答弁を求めます。

補助金は、その事務事業の実施に資するため、反対給付を求めることなく交付される金銭的給付、補助事業者の事業への財政援助の作用を持つものとされています。老人福祉法第13条2項には、「地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない」と定められています。

老人クラブの補助金は、適正クラブに、平成19年度は5万800円出されていたものが、現在は3万2,400円に年々減らされています。小規模クラブには、平成19年度は2万5,000円出ていたものが1万6,200円に削減されています。

老人クラブは、これまでも、見守り・友愛訪問、サロン、健康づくり・介護予防など、地域で助け合い、支え合いの活動を行ってきました。これらは、新地域支援事業で求められている介護予防・生活援助サービス（多様な通いの場、多様な生活支援）の内容にほとんど重なると、さらなる期待が広がっています。本町も当てにされていると思います。

そこで質問します。

補助金額を削減してこられた理由は何ですか、増額あるいは1人当たりの金額に変更する予定はありますか、答弁を求めます。

「子どもから高齢者まで誰もがいきいきとした暮らしを楽しむまち・たわらもと」を実現するために、老人クラブの役割は大です。年配の方が自分のできることを探し、力を発揮していただくことで、暮らしを楽しむまちに近づきます。後退しているクラブもあれば、頑張っておられるクラブもあります。町が現場に入って、いろいろな知恵を引き出す努力が大切です。そのはじめとして、領収書の添付をやめることと、老人クラブへの補助金額を増額することを求めます。

2つ目の質問をさせていただきます。

給食についてです。

中学校給食が日程に入ってきているこの時期に、どのような給食にするのか、運用面の準備がどこまで進んでいるのか確認させていただきます。

学校給食は教育だと言われています。食事をとるということは、余りにも日常的なことですが、その中で季節の食品の味を味わえる、産直で生産者の心が届く給食を使った食の教育が自立的な生活力を育てます。

若い人の中には、サプリメントを食べれば栄養素はとれると、御飯とおかずとみそ汁などのちゃんとした食事をおろそかにして砂糖をなめている人がいます。こんな大人に育てたら、その子ども、赤ちゃんは悲惨です。CMなどに惑わされず、自分の体にとっていい食材とは何かを見分けるわざ、生活習慣病にかからないわざ、

買い物のわざ、調理のわざを習得する食育が大切です。

そこで質問します。

中学校給食に地元食材をどのように取り入れる予定ですか、中学校給食を食育にどのように活用しますか、答弁を求めます。

ここ数年、小学校給食の食品残渣について調査していただいています。その結果は、東小と平野小の残渣が少ないという結果が出ています。昨年、1学期の数字ですが、東小のおかずは1人当たり180g、平野小学校が280gです。北小学校は680g、田原本小学校は550g、南小学校は700gです。大きな差が出ています。その原因が何か、教育総務に質問しても、同じ食材で同じつくり方なのに、違いがわかりませんという返事です。違いは何か。直営方式と民間委託方式の違いです。得心できなければ、食べ比べてみることです。

そこで質問します。

教育委員会は、各校から取り寄せて食べ比べをしませんか。論より証拠、実践あるのみです。

小学校の給食は、ことしの4月では、始業式が6日で給食開始は11日です。終業式は7月20日で、給食終了日は14日です。保護者からは、始まるのが遅くて終わるのが早いという苦情が出ています。

そこで質問します。

始業式の翌日から給食を提供している自治体は県内にありますか、本町ができない理由は何ですか、よく調べて答弁をお願いします。

中学校給食が始まるに当たって、私は、道の駅やにこにこ直売所等の産直を中学校給食に活用する、野菜の生産を地元の方々になるべく担っていただく関係を築くことが、生産者の顔が見え、季節を感じることでできる食育に通じる給食にすることができると考えます。まだ時間はあります。できない理由を挙げるのではなく、どうしたらできるか考え、工夫していただくことを期待しています。

最後の質問として、公務員の倫理について質問させていただきます。

元副町長逮捕や百条委員会で明らかになった愛和会からの接待供応が、今、本町行政に対する信頼を揺るがせています。この事態を受け、町長は早速、田原本町職員倫理規程を制定されました。

そこで、公務員の倫理について質問いたします。

本町の新人職員研修では、どのようなことを教えておられるのかというと、1つ、公私のけじめをつけること、業者からのお中元やお歳暮を受け取らないよう注意し、仮に自宅に送られてきた場合でも、すぐに上司に報告して返送しましょう。2つ目、節度ある生活、飲酒運転は絶対にしない。3つ目、健康増進、困難な課題であっても正面から取り組めるような積極的な心理状態に持っていくことのできる能力、メンタルタフネスの向上を図る。4つ目に、自己研さん、幅広い教養を身につけると示されています。

大変難しい内容も含まれていますが、中元、歳暮については研修で常に教えられていると思いますが、この間、愛和会から送られてきた中元、歳暮を担当部長、課長が漏れなく受け取っていたことが判明しました。

そこで質問します。

愛和会からの中元、歳暮をなぜ受け取っていたのか、答弁を求めます。

町長が定められた職員倫理規程を見ますと、利害関係者との禁止行為が挙げられています。職員一人一人が意識を高く持つことは必要ですが、職員の責任だけでは組織として不十分だと思います。先ほどの新人研修でもありましたように、もし自宅に送られてきたら、すぐに上司に報告しとなっています。不正を許さないという組織にするためには、上司への報告制度が必要です。問題の早期発見にもつながります。

そこで質問します。

上司への報告制度はつくらないんですか、担当者任せですか、答弁を求めます。

愛和会からは、中元、歳暮を贈るだけでなく、町幹部に対して、有馬温泉に連れていく、ゴルフに誘う等の接待が行われていました。接待にどっぷりついていた前町長などに、今、住民はあきれ返っています。

そこで、町長の姿勢を伺います。

このような接待攻勢をする利害関係人があらわれた場合、町長はどう対応されますか、答弁を求めます。

今回の事態を受け、町職員には、これまで以上の職業倫理が求められます。そのためには、組織として不正を許さない体制づくりが求められます。そして、意識、

行動を変える仕組みをつくるというリーダーの強い意志が求められます。

そこで質問します。

温泉旅行やゴルフ等、接待にかかわっておられた町長にそれができますか、真摯な答弁を求めます。

町長が倫理、倫理と幾ら叫んでも、本心からついてくる職員はおられないと思います。町長が倫理とは無縁な存在であることを指摘し、私の質問とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 10番、吉田議員の第3番目、「公務員倫理について」のご質問にお答えいたします。

まず、「愛和会からの中元歳暮をなぜ受け取っていたのか」についてでございますが、公務員には住民全体の奉仕者として、公正に職務の遂行に当たることが求められています。公務員が職務の遂行上あるいは私生活において利害関係者と接触するケースはいろいろとありますが、物品の贈与を受け取るなど一定の行為は住民の疑惑や不信を招くものであり、禁止、制限されるものであります。

しかし、これまでは、倫理規程など本町に明確なルールがなく、職員が断りにくい状況であったり、対応を職員個々の判断に任されていたりしていたことから、大半の職員につきましては同等品などを返送することで対応していたところで、組織としての問題があったところでございます。

今後におきましては、先月1日に施行いたしました田原本町職員倫理規程に基づき、適切な対応を全職員に徹底し、町民の疑惑及び不信を招くような行為の防止を図ってまいります。

次に、「上司への報告制度は作らないんですか、担当者任せですか」についてでございますが、職員倫理規程では、中元、歳暮など利害関係者から物品が送られてきたときは、受け取らないか返送することを基本としており、返送の際には、部長以上の職員にあってはみずからの責任で、課長は部長に、主幹以下の職員にあっては課長に報告を行うとともに、所属部長名または所属課長名で、町の方針として贈答品を辞退するよう職員に指導している、また今後も町職員に対する贈答について

は辞退することを記した書面を添えて返送する運用を行っておりますことから、上司や町長への報告、利害関係者への返送につきましても統一した対応ができるものと考えているところでございます。

次に、「このような接待攻勢をする利害関係人が現れた場合町長はどう対応されますか」につきましては、役場には、日々さまざまな形で要望が持ち込まれます。行政としては、住民ニーズに応えることができるよう対応していかなければなりません。しかし、ルールを無視した要望に応じていくことはできません。行政としては、ルールに基づいた適正な対応により、町民の不信を招くような行為の再発防止に努めてまいります。

そのためには、私自身が町民の信頼に値する倫理性を自覚し、公共の利益を損なうことがないように、守るべき政治倫理基準を遵守することはもちろんであります。職員が職務執行の公正さに対する町民の疑惑及び不信を招かないよう、禁止行為に違反した職員は懲戒処分の対象とするなど、職員意識の向上に徹底して取り組んでまいります。

次に、「温泉旅行やゴルフ等接待に関わっておられた町長にそれができますか」についてであります。先日開催されました百条委員会におきまして証言しましたとおり、当時の立場である愛和会の職員として業務命令で参加したもので、接待ではなかったと認識しております。

しかしながら、町長という立場である今、町民に信頼される町政を確立する責務がございます。そのためには、組織として不正を許さない体制づくりが必要であることは議員ご指摘のとおりであります。職員が遵守すべき倫理基準として職員倫理規程を制定した目的でもあり、行政の透明化と法令遵守の必要性をさらに感じているところでございます。

今後、全職員がそれぞれの倫理基準に基づく公務員倫理の確立・保持に向けた不断の取り組みを進めるため、町政の責任者である私が率先して倫理意識の高揚を促すとともに、職員が働きやすい環境を構築し、住民の皆様が納得できる行政を進めることにより、信頼回復に努めてまいりたいと考えております。議員各位におかれましては、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 中屋敷晃弘君 登壇）

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 続きまして、第1番目、「老人クラブについて」のご質問にお答えいたします。

本町では、高齢者の福祉増進を図るため、田原本町老人クラブ運営補助金交付要綱に基づき、50人以上の適正老人クラブには3万2,400円を、30人以上50人未満の小規模適正老人クラブには1万6,200円を交付しています。

この補助金は、国及び県の補助金を受けて実施している事業で、親睦会や忘年会などに供する旅費、飲食費、また個人の利益となるような物品等に係る経費に充てられないことがないよう、監査等を含めた厳格な運用を求められているところです。そのため、実績報告書を提出する際に領収書の添付をお願いしたところです。

また、県の状況調査・報告、また会計検査の際にも領収書を確認されることが想定されます。

補助金の適正な使用が老人クラブ活動を守り、ますます発展させることにつながりますので、支出の根拠を示す書類の提出にご理解くださるようお願いいたします。

次に、補助金額の削減につきましては、国及び県の老人クラブ活動助成事業の補助基準額の変更に基づくものです。

増額あるいは1人当たりの金額の変更につきましては、国及び県の補助内容に準じて町も変更していく方針ですが、見守り活動や健康づくりなどで積極的に頑張っておられる単位老人クラブには、地域見守り活動支援補助金を交付してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 教育部長。

（教育部長 竹島基量君 登壇）

○教育部長（竹島基量君） 続きまして、第2番目、「給食について」のご質問にお答えをいたします。

まず、「中学校給食に地元食材をどのように取り入れ、どのように食育に活用するのか」とのお尋ねでございますが、昨年、第2回定例会において、議員の中学校給食についてのご質問にお答えいたしましたとおり、田原本町中学校給食基本方針

においては、取り組みの柱として、地産地消の促進、食育の推進を掲げております。

具体的に申しますと、地産地消の促進については、地域における食文化の伝承と関心を深めるためにも、奈良県産、田原本町内産の新鮮な食材を積極的に活用する取り組みを進めることを目標としており、食育の推進については、学級担任や栄養教諭等の連携のとともに、楽しく食事をすること、栄養の偏りがない食事のとり方、準備、後片づけ等の共同作業を通じての奉仕、協力、協調の精神を養うことなどの指導を行うとともに、食についての自己管理ができる能力を育て、食事を通して好ましい人間関係を育成していくことを目指しております。

次に、「教育委員会は各校から給食を取り寄せて食べ比べてみては」とのご提案でございますが、毎年実施している学校訪問においては、教育長をはじめ教育委員、私も含めた事務局職員が給食を試食しており、また保護者代表及び学校長、給食関係の教職員、事務局職員らで組織する学校給食運営協議会での試食会や一般の保護者に対する試食会も毎年実施しております。

いずれも、給食の味の違いに関するご意見はございませんが、今後もこうした試食会等を実施し、広くご意見を頂戴してまいりたいと考えています。

次に、「始業式の翌日から給食を提供している県内の自治体について」のお尋ねでございますが、昨年度、県教育委員会が行いました調査によりますと、小学校給食の年間実施予定回数の平均は182回で、本町の予定回数と同じでございました。

この調査では、始業式の翌日から給食を提供している自治体に関するデータがございませんでしたので、予定回数の多い自治体に問い合わせましたところ、年度初めとなる1学期については、始業式の翌日から給食を実施している市町村はありませんでした。2学期については、生駒市、宇陀市、曾爾村、御杖村、吉野町、十津川村、川上村、東吉野村の2市1町5村が始業式の翌日から給食を実施しており、3学期については、2学期実施している市町村のうち生駒市だけが実施していませんでした。

また、実施されている市町村のほとんどは山間部に位置しており、登下校に時間を要するために最大限に配慮して給食を実施しているという回答が数件ございました。

本町におきましては、1学期が入学式の翌々日、2学期、3学期は始業式の翌々

日から実施しております。

次に、本町が始業式の翌日から給食を実施できない理由についてお尋ねでございますが、学校側に確認いたしましたところ、給食の準備、後片づけについても食育の一環であり、子どもたちは給食当番をみんなで話し合っただけで決め、それぞれが責任を持って共同作業に当たることから、始業式の翌日から給食を実施するとすると、この役割分担を話し合う時間がとれないことや、長期休暇明けの子どもたちの体調面を考慮してとのことなどが主な理由でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） それでは、答弁していただいた順番に再質問させていただきます。

まず、私は、倫理規程の中に上司への報告という項目がないので、なぜつくらないのかという質問をしたところ、一応、運用面では報告となっていると。ですから、どこでどう決まっているかという説明なかったですね。答弁漏れじゃないかなと思いますけれども。町長の答弁では最終的には職員の一人一人の意識にかかっているというような感じにしかとれませんでしたので、それは組織として職員を守るという規程、体制が必要じゃないかと思うわけですね。その点では、ちゃんと職員倫理規程の中にそういう項目を入れるということがいいんじゃないか。急につくられたということで漏れているのかわかりませんが、それは答弁をお願いします。

それと、町長の答弁では、私自身が町民の信頼に値する倫理性を自覚しなくてはならないとおっしゃいましたよね。その反面、ゴルフや温泉旅行は接待ではなかったという答弁されましたよね。

町長になられた立場としたら、例えば今回の議案には、指定管理者制度に阪神管理サービスさんというのがありますね。例えば、阪神管理サービスから、社長さんから町長にゴルフに行きませんかと声がかかったら、これは接待じゃないんですか。私は、これは十分接待だと思いますよ。

愛和会さんから副町長に声がかかったと。声かけたのが町長かどうかわかりませんが、それは別として、声がかかったことは接待以外考えられないと思います。

それと、町長のほうは、職員だったということを百条委員会でも強調されていましたが、去年の3月議会で町長はこう答弁されていましたがね、「社会福祉法人愛和会の理事といたしましては、法人の運営や理事会等の業務を行ってまいりました」と。「理事として運営に参加していました」というのは、平成28年第1回定例会での私の質問に対する答弁なんですね。理事として参加していましたよと、運営にかかわっていましたがという答弁をされていましたがね。その点では、去年は理事としてやっていたというけれども、今となっては一職員やったと。でも、理事の名前に名前ありましたよね。

その点では、その場その場で町長はおっしゃることが違っていると。どちらが本場でどちらがうそかというのと、やはり対外的には理事なんです。理事としての位置なんですよ。これは、理事会に名前が出ていますし、実際、理事として運営を行っておられるかどうかはわかりませんが、対外としては社会福祉法人愛和会の理事としての立場にあられたのは当然ですので、当然ゴルフ、2人だけで行かれたんでしょう。接待以外何物でもない。そこを接待じゃないというところに、「私自身が町民の信頼に値する倫理観を自覚し」とは全く反することを今答弁されたとは思っています。

その点では、ゴルフ、しかも、いつ行ったかという質問に対しても明確な答弁もなかったということですので、田原本町議会に対してもうちょっと真摯に対応していただきたいなと思います。

あのゴルフが接待じゃなかったと今でも思っておられますか。さっき言いましたような、阪神管理サービスさんから、これはないですよ、ゴルフ行きましょうと声がかかったら、これは接待じゃないですか。これ、答弁願います。

それと、2つ目の老人クラブについてです。

部長は県から来られているから、こう答えないと駄目だとは思いますが、でも、もともと老人クラブの補助金は、「親睦会、忘年会に供する旅費や飲食費、また個人の利益になるような物品等に係る経費に充てることはないよ」ということで出しておられるんですか、最初から。じゃないでしょう。県が言っているだけじゃないですか。ですから、県が出している、国が出している分については、これに当てはめたらよろしいです。

町が上乘せしているんでしょう。その町の上乗せする分については、どんどん使ってくださいよと、老人クラブがもっとにぎやかになるように頑張ってくださいよという使い方でいいんじゃないですか。補助金というのは、全部が全部、こうじゃないですよ。

例えば、この前、東小学校区人権教育推進協議会の総会へ参加させていただきました。ここに、田原本町は20万円という補助金を出しておられます。決算を見させていただいたら、決算額は、使った金額は14万5,777円です。繰越金が幾らあったかという、14万6,512円です。繰越金の中で1年の行事が終わったんですよ。それに対して20万円を、町は補助金として出しているんですよ。ということは、その組織に対して、今後も継続するように町は応援しますよという、こういう意思表示じゃないんですか。この20万円出した補助金に対して全部領収書がつくんですか。つくはずありませんよね、使っていませんからね。補助金って、そういうものなんですよ。

ひもつきの補助金もありますよ。これをするために出す補助金と目的のはっきりした補助金もあったら、目的じゃなくて、その頑張っている組織を応援する補助金というのが当然あるわけです。自治会に対する補助金もそうでしょう。黒字であってもいいんですよ。町として、自治会にいろんなお願いもしているし、さらに頑張ってもらいたいという思いを込めて自治会に対して補助金を出しているんでしょう。

その点では、老人クラブもそうじゃありませんか。先ほど、私も言いましたように、これから町は、特に住民福祉部長としては、老人クラブに対して期待は大きいわけじゃないですか。その老人クラブをもっと元気にやってもらうためには、こんな制約をつけたら、そんなのやっていられないわ、やめてしまおうかという老人クラブが出てきたらどうするんですか。反対じゃないですか。

田原本町としては、もっと老人クラブを応援する、そういう取り組みをしなくてはならないのではありませんか。例えば、県や国からこんなことを言ってきたら、形だけですけれども、県分、国分だけでも領収書ください、その程度でいいんじゃないですか。そのぐらいの運用をしないと、町は本当に老人クラブを応援しますということにならないですよ。町は、老人クラブをどう活気づけていこうと思っておられるのか。あれやれ、これやれでは活気づかないんですよ。これやったら補助

金出すと、そんな餌ぶら下げてもやらないですよ。自分たちがやりたいと思ったことをやってもらう、それに対して町が後からでもいいから応援すると、こういう形にしないと、やはり住民福祉部長として期待されている結果は出てこないと私は思います。

その点では、老人クラブをどう応援するつもりなのか、予定があるんだったら予定を言ってもらったら結構ですが、その思いを住民福祉部長として答えていただきたい。

それと、給食についてです。

今、世間で、「うんこドリル」というのが大変評判になっていまして、子どもたちもそれを楽しんで学習していると。なぜ、私がこんなことを言うかということ、子どもたちが自分の健康を判断する、その一番のバロメーターがうんこなんですね。ころころのうんこが出る、べちゃべちゃのうんこが出る、かたいうんこが出る、茶色いうんこが出る、黄色いうんこが出る、そういう色と形を見て、自分の健康状態を理解する、これが食育の一番だと私は思っているんですよ。みんなと仲よく食べる、それもそうですけれども、やっぱり自分が食べた食事によって、自分の健康はどうかと一人一人が判断できる、そういう子どもになってほしいなと思うんですね。

先ほど、例に挙げさせていただいたサプリメント、実は難儀されているんですよ。結婚して、当初は料理を自分でつくっておられたけれども、やっぱりつくる習慣がなくて、サプリメントだけで食事をしている方がいるんですよ。子どもができたんですよ。母乳が出ている間はよろしいです。離乳食、売っているもの出している間はいいです。やっぱり、自分たちが食事を一緒に子どもととるとなったら、サプリメントでは無理なんですよ。なぜかといったら、いろんな食材からいろんな栄養素をいただいている、さらには腸の中にいろんな菌がいる、そんな菌に対する栄養も送らなくてはならないとなっていったら、サプリメントだけでは体はもたないんですよ。ですから、サプリメントばかり飲んでいて、結果的に砂糖をなめておられるんですよ。直接栄養が欲しいから、体が。だから、砂糖になってしまっているんですよ。田原本町の小学校、中学校を卒業していった子が実際そうなんですよ。その点では、本当に食育というのは大切だと私は思いますよ。

いかに食育をするかという点では、部長のほうからあったのは、町内産の新鮮な

食材を積極的に活用する取り組みを進めることを目標としていますということですので、どうやってやっていくかということは一つもなかった。この点では、どうやってやっていくのかと。

また、準備、後片づけ等の共同作業も立派な食育だとおっしゃいましたよね。それだったら、一日でも早く準備や後片づけをやったほうがいいじゃないですか。始業式の翌日からやっているところは山間部だというふうな理由をつけられましたけれども、田原本町でできない理由は何かといったら、役割分担、給食当番等を決めるのが遅いからという話でしょう。それだったら、それだけ準備、後片づけも大切だというんだったら、始業式の日から役割分担したらいいだけの話じゃないですか。全然それは理由になっていないと思いますよ。

それと、味の違いはないですよという話ですけれども、そんなの食べ比べもしていないでしょう。そこに行って食べているだけの話でしょう。同じものを、例えば東小学校でつくった給食と田原本小学校でつくった給食と、同じものを食べないと比べられないじゃないですか。そんなんで比べているなんて言ってもらったら、ちょっとその認識、疑わせていただきますよね。

それと、2学期になったら体調面を考慮すると。田原本町には、朝食をとらない子どもは11%でしたかね、おられるという報告があったと思うんですけれども、そんな子にとったら、早く給食をすることのほうが体調面にいいんじゃないですか。私は、早く学校になれてもらう、そのためには始業式の翌日。先生は大変ですよ。大変ですけれども、それは一つのルールにはまったら、すぐできる話です。給食当番決めると、もう始業式のその日に決めたら、翌日からできるだけの話ですから、その点ではもっと積極的な答弁をいただきたいと思いますけれども、部長、よろしくをお願いします。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） まず、議員お述べの温泉旅行やゴルフ等接待にかかわっておられたというふうに何度も言われていますが、私も先ほど申し上げましたように、百条委員会で証言いたしましたとおり、当時は愛和会の職員として業務命令で参加したものであり、接待ではなかったと認識しております。

しかも、ゴルフは経費の折半をしておりますので、利益供与も受けておりません

ので、接待には当たっていないというふうに認識しております。

あと、理事として、職員としての使い分けをしているのではないかとということですが、私は当時、天理の保育園の園長でありました。ただ、その権限を越えて、ほかの施設の管理もさせていただいているということが理事としての役割であり、職員の採用試験も担当をさせていただいておりました。ただ、法人全体の運営に関しましては、私は関与しておりませんでした。

以上でございます。（「阪神管理サービスから招待があったらどうするかというのは答弁ないよ。答弁漏れですよ」と吉田議員呼ぶ）

○議長（西川六男君） 吉田君、まだもう1回残っていますので。（「駄目です、そんなの、3回しかできないんですから、2回目にした質問に対して答えてないじゃないですか。それは駄目ですよ。議長、ちゃんと答弁させてください」と吉田議員呼ぶ）

町長、先ほど出ていますように、理事として3月議会のときにはかかわっていたという答弁がありましたけれども……（「そんなん言っていない。それは答弁しておられましたよ。阪神管理サービスというところから、町長にゴルフ行きませんかという招待があったら、それは接待と違いますかという質問したんです」と吉田議員呼ぶ）

そのことに対してですか。（「そうです」と吉田議員呼ぶ）

では、その点について。

○町長（森 章浩君） 私の理解といたしましては、利益供与がある場合は接待であるというふうに認識しておりますので、きちんと経費折半すべきであると私は考えております。

ただ、職員に疑わしき、町民に疑わしいと思われることは避けるべきであると考えておりますので、恐らく阪神管理サービスさんからそういうお誘いがありましても、お断りはさせていただこうと考えて……（「断るでしょう、断るでしょう。わかりました」と吉田議員呼ぶ）

利益供与に当たるというふうに認識される場合は断らせていただこうと、私は今の立場では思わせていただいております。

○議長（西川六男君） はい。

○町長公室長（植田知孝君） すみません、先ほど、報告の規定がないということでございましたんですが、倫理規程制定当時の考え方といたしましては、倫理規程を制定している団体のうち、いろいろ対象となる事案につきまして手続等まで制定している団体と、どちらかといいますと倫理基準を示すことを主とする規程とがありまして、本町の場合は倫理基準マニュアルをわかりやすく職員にお示しするというで考えたものなんですが、先ほど町長から答弁がございましたように、こういう倫理規程の解説というものを職員に配っておりまして、その解説におきまして、上司への報告の上、相手先に贈答等の辞退を伝える旨の運用を行っておりますので、しっかりと必要な運用方法を示してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（西川六男君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 老人クラブの応援につきましてですけれども、このことについてお答えします。

今年度より、先ほど答弁しましたとおり、見守りに力を入れておられるクラブに対しまして、地域見守り活動支援補助金を新設しましたが、老人クラブは、おっしゃるとおり、自主的な活動ですので、それを手助けできるような制度を今後も引き続き研究してまいりたいと考えております。ご意見ありがとうございました。

○議長（西川六男君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） まず、地産地消の取り組みですが、小学校給食においてですが、県教育委員会と農林部の指導による学校給食における地場産活用にかかわる取り組みのモデル地区に磯城郡が指定されまして、平成28年度からスタートし、取り組み品目の大根やタマネギをJAならけんさんから供給していただいております。

今後の方向性について、今後、JAならけん川東営農経済センターと調整してまいりたいと考えております。

また、田原本町農業振興推進協議会には、ご協力をいただき、味間芋を年数回、一般の里芋と同価格程度で供給していただいております、中学校給食にも活用できるよう取り組んでいきたいと考えております。

こうしたご協力によりまして、平成25年度の3.04%であった小学校給食に

おける町内産、県内産の野菜の割合が、26年度は4.8%、27年度は5.2%、28年度には10.6%と、徐々にではありますが、確実にふえてきております。

次に、食育につきましては、現在、小学校では、学校給食の機会を捉えて、栄養教諭等が中心となり、いただきます、ごちそうさまの挨拶をはじめ、食べ物を大切に作る思いや、つくった人への感謝の気持ちを言葉や行動で表現できるよう、児童を指導しております。

中学校給食においても、栄養素の働きや食生活、我が国の食品の自給率を学んだりしておりますので、こうした観点から食育を進めていきたいと考えております。

次に、始業式の翌日は無理でもというお話なのですが、本町の年間実施回数は182回で県平均と同じでございます。

先ほどお答えした生駒市、宇陀市などの2市1町5村は185回以上と、実施予定回数が県内でも上位に位置する団体でございます。本町の近隣では、天理市、川西町が180回、桜井市、三宅町が181回、広陵町が本町と同じく182回、橿原市が183回でございます。こうして見てみますと、自治体によって、子どもたちのことを考えて、それぞれの実情に応じた給食の回数を設定しているようでございます。

本町におきましては、3学期末、例えば給食は卒業式の前々日までとじていますが、これは6年生が日ごろから自分たちの給食の準備だけでなく、1年生の給食の運搬、配膳、さらには後片づけも手伝っているといった理由などからであり、1学期末、2学期末についても、子どもたちの体調面、生活のリズムを考慮してのことです。始業式についても同様の理由で現在のところは考えておりません。

それと、食べ比べですが、先ほども説明させていただきましたように、教育委員会、そしてさらに学校給食運営協議会、保護者対象の試食会を実施しております。なるほど、メニューは違いますが、実際、私も食べていますが、味にほとんど変わりはありません。（「同じものを食べていないのに味が一緒だというのはおかしい話だ」と吉田議員呼ぶ）

つくり方ですが、直営校、委託校ともに、毎月実施しております調理員の研修会で、献立表、調理実施書等を参考に、町内統一献立、町内統一の調理法を周知しております。同じ材料でつくっておりますので、味にほとんど違いはございません。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） ちょっと苦しいですね。経費折半など利益供与がなければ接待とは思わない。接待というのは、そこだけじゃないんですよ。例えば、副町長と町長がゴルフされた。その後に副町長が、町長、当時の愛和会理事の森 章浩さんを教育委員に推薦したとか、そんなことが出てきたら、それは利益供与につながってくるでしょう。その場だけじゃないんですよ。次に進んで、どんどん進む、その素地として業者は田原本町の職員に近づいてくるんですよ。

今回も、温泉旅行へ行ったら、一部の利益供与は愛和会から行った人にあつたと。反対に、それを受けて、大きな補助金が出てきたということになりますから、その場その場で利益供与がなかったとしても、利益供与を生む素地を生んでしまう。そんなことで、倫理に対して、町長がおっしゃっていた町民の信頼に値する倫理性を自覚するということにいくのかなと。

それが心配だから、やっぱり折半したらいいと思うけれども、住民の皆さんに疑われるような行為はしないということでゴルフはしないという答弁だと思いますよ。それだったら、初めからそんなことはしませんと明言されたほうが、職員さんにはわかりやすいですよ。

それと、公室長から倫理規程の制定の経緯がありました。でも、これだけ職員倫理が問われた事件があつた田原本町で、いろんな倫理規程を参考にして、これを解説だけで済ませたというところは、ちょっと認識が薄いんじゃないかなと。これだけ世間に、全国的に有名なんですよ、田原本町とはそういうところだと。そんなところの職員に対して、規程に盛り込まないで解説だけで運用しようというのは、ちょっと認識が甘過ぎるような気がしますね。

その点では、もうつくられて、改正されるかどうか知りませんが、本当にこういう答弁のとおりされるんだったら、それなりのものをつくったほうがいいと思いますね。

あと、給食です。もう時間がありませんが、部長、同じものを食べていないのに同じ味だなんて答弁したら、本当にちょっと見識を疑いますよ。

研修でつくり方も徹底して、食材も皆一緒だと。そしたら、なぜ職員の食べ残し

がこれだけ違うのかという説明といったら、それで説明できないんでしょう。それなら、子どもたちに責任あるのかということになってしまいますね。私は、ないと思いますよ。それは、理由があるから残るんじゃないですか。

今年平野小学校が民間委託しますでしょう。もう、したのかどうか知らないですけども、そしたら去年の1学期の結果と今年、民間委託してからの結果と比べて、差が出たらどうするんですか。そこに理由があるとなりますよね。その理由を教育総務がご存じないだけの話なんです。

それと中学校給食は先の話ですから、細かいところまでは言うのはやめますけれども、食育の中で地場産の農産物を田原本町はどのぐらいまでに引き上げる目標を持っているんですか、それを教えてください。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） 何度も申し上げておりますが、経費折半である場合は、私は利益供与には当たらないという認識でございます。ですので、接待には当たっておりません。

ただ、今の現状の中で、業者とゴルフに行くことは、疑わしき場面というふうに町民の皆さんが不審に思われますので、避けさせていただきたいというふうに考えております。

何度も申し上げますが、経費折半である場合は利益供与には当たりません。接待には当たりません。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） 地場産品につきましては、できるだけ、30%という目標がありますが、価格等の供給のバランスもございますので、できるだけ多く取り入れたいと思っております。

それと、給食の味なんですけれども、同じメニューで食べ比べはいたしておりませんが、町内で委託校から直営校へ異動された先生であるとか用務員さん、いろいろな方にお話をお聞きしましたが、ほとんど味に変わりはないとのことでございます。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 以上をもちまして、10番、吉田議員の質問を打ち切ります。
続きまして、3番、森井議員。

（3番 森井基容君 登壇）

○3番（森井基容君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

本町役場へ来庁される方々の中には、喫煙者の方々も多くおられます。こんな声を耳にすることもございますが、それは、非常に不便であるとか、何とか喫煙場所ぐらい確保できないかなというふうな類いのものであります。また、庁舎を出た直後にたばこに火をつけられる方の姿を見かけたり、また駐車場等に吸い殻を見かけることもございます。これは、本町には役場の庁舎内禁煙のルールがあり、来庁者の方々には、これを踏まえて遵守いただいていることの裏返しになっているのではないだろうかというふうに考えます。このことを踏まえて質問をさせていただきたいと思います。

まず、国の状況についてであります。平成14年より施行された健康増進法第25条において、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と定められており、努力義務でありました。

これを発展させる意味で、厚生労働省は、東京オリンピックを控え、受動喫煙防止対策の強化について、たたき台と呼ばれるものを昨年10月に発表し、法制定に向け、取り組みを進められているところでございます。その内容をめぐって、自民党との間で議論されているとのニュースも、最近、報道されているところでもあります。

そのたたき台の中には、受動喫煙防止の方法として、我が国ではイギリスと韓国の混合型の制度を導入するとしています。イギリスでは建物内禁煙、韓国では原則建物内禁煙、ただし飲食店等では喫煙室の設置が認められるというものであります。

新たに導入される制度の具体的な考え方として、3種類に分類して提起されています。それは、1つ、多数の者が利用し、かつ他施設の利用を選択することが容易

でないものは建物内禁煙とすると、官公庁であるとか社会福祉施設等。2つ目に、先ほど申し上げた施設のうち、特に未成年者や患者等が主に利用する施設は、受動喫煙による健康影響を防ぐ必要が高いため、より厳しい敷地内禁煙とすると、学校や医療機関等でございます。3つ目には、利用者側にある程度他の施設を選択する機会があるものであるとか、娯楽施設のように嗜好性が強いものについては、原則建物内禁煙とした上で、煙が外部に流出することを防ぐための措置を講じた喫煙室の設置を可能とすると、飲食店等のサービス業等の3種類であります。

このことを踏まえて、本町の現状について考えてみますと、より厳しくなったと言われるこのたたき台や、これをもととした受動喫煙防止法において規定されることでは、役場の庁舎については建物内禁煙であります。既に本町で実施済みであります。すなわち、敷地内に来庁される喫煙者の方のために喫煙スペースを確保することについては、問題はないのではないかとというふうに考えます。また、将来にわたっても問題のないものというふうに考えます。

そこで提案させていただきたいのですが、役場の敷地内の一角に喫煙場所、喫煙スペースを設置してはいかがでしょうか。喫煙者の方々の要望もあり、また喫煙マナーの向上にも直結するものと考えます。町のたばこ税収入だけでも2億円余りの納税額になっておるわけで、その還元の意味でも、ぜひ設置について考えていただきたいと思えます。その際には、当然、受動喫煙対策も十分になさなければならないのは言うまでもございません。設置についてのお考えをご答弁いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（西川六男君） 総務部長。

（総務部長 持田尚顕君 登壇）

○総務部長（持田尚顕君） 3番、森井議員の「喫煙スペースの確保について」のご質問にお答えいたします。

本町の第2次健康たわらもと21の喫煙に対する取り組みでは、多数の人が利用する施設の分煙・禁煙化に努めることとなっております。

各施設の禁煙場所につきましては、学校、幼稚園は敷地内禁煙で、それ以外の役場庁舎、青垣学習センターや体育館などの施設は建物内禁煙となっております。

また、県内市町村の本庁舎の禁煙実施状況は、ことし4月では、2団体が敷地内

禁煙、37団体が建物内禁煙であると承知しています。

本町の役場庁舎及び隣接する町民ホールは、敷地内での喫煙はできますが、来庁者の方を対象とした喫煙スペースを設けていないのが現状です。こうしたことから、敷地内であれば喫煙者のマナーに委ねて喫煙できるということにもなっております。

新たに喫煙スペースを設けることで、喫煙できる場所が明確になり、受動喫煙対策にもつながると考えられます。また、他の施設では喫煙場所を設けていることもあり、受動禁煙にならないよう留意し、敷地の一角に来庁者及び町民ホール利用者の喫煙スペースの設置に向けて検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 森井議員。

○3番（森井基容君） 前向きなご答弁、ありがとうございました。

ですが、今まで曖昧な状態にあったために、先ほどのご答弁でも触れていただいたかと思いますが、敷地内について、きちんと区切りをつけた対処をしていただくことが今後とも肝要であり、よいことというふうに思います。場所の選定についても、そのあたりも踏まえて、できるだけ早急な対応を求めておきたいというふうに思います。

今後について、本町として、きちっとした分煙というんですか、そういうスペースを設けていく方向というご答弁をいただきましたので、そのことを踏まえて、喫煙される方々にルールへの遵守、またマナーの向上を求めていく義務も本町が負うことになるのかというふうに思います。

また、来庁いただく方々の受動喫煙防止に関しても、その対策を十分に考えて、措置を講じていただかなければならないだろうと思います。

また、町の指導力も発揮していただいて、そういうスペースを設けましたよとかいろんな形でアナウンスをすることも大事なかなというふうに思いますので、その辺のことも踏まえて、今後の措置というんですか、分煙、受動喫煙防止に関して、どういうふうに対応していくかということだけ、もう一度ご答弁いただければというふうに思います。お願いいたします。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 受動喫煙の対策ということでございます。

建物内に煙が流れ込むことがないように、建物の出入り口から離れた場所、また人通りが少ない、影響を受けにくい場所などに留意する必要があると考えております。また、分煙器の活用も有効であると考えております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 森井議員。

○3番（森井基容君） 煙を吸入する装置であるとか、いろんなものの利用を考えられると思いますので、その辺も踏まえて、ぜひ早急に対応いただければというふうに思います。

以上です。答弁は結構でございます。

○議長（西川六男君） 以上で、3番、森井議員の質問を打ち切ります。

続きまして2番、阪東議員。

（2番 阪東吉三郎君 登壇）

○2番（阪東吉三郎君） 議長のお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問させていただきます。

まず1番目、公共建物の非構造部材の防災対策についてでございます。

昨年の6月定例議会で古立議員が質問された学校の非構造部材の耐震対策については、当時、竹島部長が、「文部科学省の『学校施設の非構造部材の耐震対策先導的開発事業』等の制度の情報収集に努めるなど、これからも有効な手段を研究して」いくとの答弁でございました。

そこで、町庁舎、体育館、公民館等公共建物等の非構造部材について、耐震対策はどのように講じておられるのか、お尋ねいたします。

2つ目、認定こども園の設置について。

認定こども園は、就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢でございます。4つの特色がございます。1つ、保護者が働いている、いないにかかわらず利用が可能である。2つ目、集団活動、異年齢交流に大切な子ども集団を保ち、健やかな育ちを支援する。3つ目、待機児童を解消するため、既存の幼稚園などを活用できる。4つ目、充実した地域子育て支援事業で子育て家庭を支援できるなどの4つの特色を持つ制度でございます。

本町においても、潜在的な待機児童を含め、待機児童ゼロを達成するためにこの

制度を取り入れていかれてはいかがですか、町長の見解を求めます。

なお、再質問につきましては自席でさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川六男君） 総務部長。

（総務部長 持田尚顕君 登壇）

○総務部長（持田尚顕君） 2番、阪東議員の第1番目、「地震等の防災・減災対策について」のご質問にお答えいたします。

本町の指定避難所は15カ所で、小学校及び中学校以外の施設が8カ所です。そのうち、町の施設は、中央体育館、やすらぎ体育館、青垣学習センター、旧中央公民館の4カ所です。

非構造部材の防災対策でございますが、青垣学習センター、役場庁舎及びふれあいセンターは耐震性が確保されています。中央体育館は、天井を全て撤去し、耐震システム天井とし、スピーカーは補強によりまして耐震化が済んでいます。その他の施設には、特に補強は行っておりません。

また、避難所となっている県施設につきましては、磯城野高校と高等養護学校の屋内運動場は耐震化が済んでいます。残りの施設は特に補強はされていない状況です。

学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックの基本的な考え方は、類似の施設を持つ社会体育施設等についても有効であると考えられていることから、同ガイドブックを参考に、現況の確認や点検により対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 中屋敷晃弘君 登壇）

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 続きまして、第2番目、「認定こども園の設置について」のご質問にお答えいたします。

本町では、保育園の利用ニーズが高く、本年度におきましても待機児童が出ている状況となっております。

幼稚園では、待機児童の解消のため、昨年9月から田原本幼稚園で4歳児、5歳児を対象に、ことし4月からは全ての幼稚園で3歳児、4歳児、5歳児を対象に預

かり保育を実施しています。その結果、昨年まで低下傾向にあった田原本幼稚園の就園率が増加し、待機児童については減少傾向にあり、預かり保育の実施により、今後さらに就園率の増加が期待されます。

また、預かり保育は、異なる年齢の児童が集う環境の中で過ごすことにより、さまざまなことを学ぶ場となっており、保護者からも好評であることから、本町といたしましては、田原本町子ども・子育て支援事業計画でも目標としていますとおり、保育園の待機児童解消のため、財源の問題や費用対効果を考慮し、幼稚園施設の有効利用による幼稚園機能の拡充を図り、また田原本町学校・幼稚園規模適正化検討委員会の答申や専門家の意見も参考にしながら、幼稚園を認定こども園化するなど対策を講じる必要があると考えているところであります。

認定こども園の設置により、受け入れに余裕ができ、保護者が必要とするときに入所する施設を自由に選択することができれば、子育て世代の定住・転入を促進することとなり、結果として待機児童が解消されると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 阪東議員。

○2番（阪東吉三郎君） 1番目の公共建物の非構造部材の防災対策について、私は指定避難所だけについて質問したわけではございませんので、それを踏まえてお答えいただきたいと思います。

ご回答の中で、やすらぎ体育館はどうなっておりますか。

それと、各大字の公民館、これらの対策についてはどのように考えておられるのかについてご回答いただきたいと思います。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず、指定避難所につきまして、各小・中学校、それから先ほど申し上げました公共施設等がございますが、おおむね本町の施設につきましては、指定避難所と公共施設が連動しております。

そこで、本庁舎につきましては指定避難所になっておりませんが、防災の核となる施設でございます。それから、ふれあいセンターは福祉避難所ということで、これにつきましては耐震性が確保されている。それから、青垣学習センターにつきましても耐震性は確保されているということでございますが、やすらぎ体育館につき

ましては、特に非構造部材の耐震の対策を行ったということはありません。

それから、各自治会の公民館というお話でございますが、大変申しわけございませんけれども、全てどういう状況かというのは、私ども把握はしておりませんが、特に非構造部材でございますので、天井、それからそういう電気系統の落下等が考えられるわけでございますが、各自治会の状況までは把握しておりません。

○議長（西川六男君） 阪東議員。

○2番（阪東吉三郎君） ちょっと中途半端な回答で、まずは今おっしゃったやすらぎ体育館、それから大字の公民館等については把握していないということですが、町としては例えばそれを確認するとか、あるいは大字に確認させて報告させるとか、そういう点は考えておられないんですか。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） やすらぎ体育館につきましては、特段、耐震性を補強するという対策は行っておらないということが1点でございます。

それから、各自治会につきましては、大変申しわけございませんが、所管と申しますか、各自治会のほうでご判断をいただくということで了承いたしております。

○議長（西川六男君） 以上をもちまして、2番、阪東議員の質問を打ち切ります。

続きまして、12番、松本議員。

（12番 松本美也子君 登壇）

○12番（松本美也子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書どおり一般質問をさせていただきます。

田原本町立図書館におきましては、図書館職員、図書館司書、田原本おはなし会、書架整理ボランティアの会、音訳グループあおがき、手作り絵本の会、子ども読書活動推進協議会等、多くの皆様に支えていただき、地域密着の図書館として日々ご尽力いただいていることに心より感謝申し上げます。

平成27年10月1日より、マルチメディアデイジー図書及びデイジー図書貸し出しサービスを開始していただいたことにより、さらに多くの方にもご利用いただけるようになりました。子どもの読書活動の推進を目指し、ブックスタート事業をはじめ、学校、幼稚園、保育園や関係機関と連携をとり、おはなし配達や巡回図書の実施等、さまざまな活動もしていただいています。

そこでお尋ねをいたします。

1項目めといたしまして、学校図書室の環境整備についてお尋ねいたします。

学校と町図書館との連携をはじめ、司書教諭の先生方、図書委員の児童も学校図書室の環境整備のために頑張っていることは聞き及んでおりますが、さらなる充実のために、学校図書室の書架整理、修理、壁面装飾等、学校図書室の環境整備のためにお手伝いしていただける学校図書ボランティアの育成をしていただき、学校図書室の有人化が実現すれば、先生方にも児童・生徒にも喜んでいただきたいと思います。図書館司書の資格、経験をお持ちの方で、現在、職場を離れていらっしゃる方にも声をかけていただき、司書ボランティアとして協力していただければ、さらに充実するかと考えます。

七夕の飾り等、季節ごとの壁面装飾や学習などに合わせた展示など、図書室が心地よく、読みたい本が、調べたい本がそろっていることが第一条件になれば、劇的に図書室は変わります。読書の楽しさをまだ経験していない児童や、習い事や学習塾で家庭での読書の時間がとりづらい児童・生徒には、学校で休み時間等に読書ができるよう、司書教諭の先生方はじめ関係の方々にはさまざまな企画をしていただいていると思いますが、学校図書室の機能がさらに充実し、児童・生徒の読書活動を一層推進し、心豊かにたくましく、読書の力が生きる力につながるよう、学校図書室の環境整備をお願いしたいと考えます。本町のご見解をお聞かせください。

2項目めといたしまして、豪雨・水害対策についてお尋ねをいたします。

既に沖縄・奄美地方は梅雨入りをし、近畿地方は、気象庁の発表では6月7日ごろと予想されています。

水害対策を強化するために改正水防法などが成立いたしました。河川が氾濫した際の浸水想定区域内にあって、高齢者や障害者、入院患者など配慮が必要な人が利用する施設に対し、避難計画の策定及び訓練を義務づけたことが最大のポイントだと言われています。政府は、2021年度までに全ての対象施設が計画策定を完了するとの目標を掲げています。

また、改正法は、浸水想定区域が設定されていない中小河川でも、市区町村長が過去の大雨による浸水状況を住民に周知するよう求めています。岩手県の高齢者施設のような悲劇をなくすための改正法であると思われれます。

田原本町ハザードマップでは、田原本町を流れる曾我川、飛鳥川、大和川、寺川及び米川が、降雨量によって浸水想定区域図が示されております。間もなく、梅雨の時期や秋にかけての台風の季節を迎えます。本町の豪雨・水害対策についてお聞かせください。

続いて、指定避難所の防災機能についてお尋ねいたします。

本町では、ハザードマップに5カ所の福祉避難所と15カ所の指定避難所が示されております。豪雨・水害のために洪水が発生したときに、示していただいた指定避難所が適切、安全か、再考すべき避難所があるのではないかと考えられます。指定避難所の防災機能及び備蓄品の整備についての現状と今後の取り組みについてお聞かせください。

以上で質問を終わります。

○議長（西川六男君） 教育長。

（教育長 植島幹雄君 登壇）

○教育長（植島幹雄君） 12番、松本議員の第1番目、「子どもの読書活動推進のために」についてのご質問にお答えいたします。

学校図書館の環境整備につきましては、昨年度から田原本小学校をモデル校といたしまして、町立図書館司書が定期的に出向いて、学校図書館のテーマ展示や本棚の整理、傷んだ本の修理等を行ったり、それらを司書教諭や児童に指導したりするモデル事業を実施しております。

この事業は、田原本町子ども読書活動推進計画に基づき、町立図書館が事務局となって、保育所、幼稚園、小・中学校及び田原本おはなし会の代表者で組織する子ども読書活動推進協議会が行うもので、このほか保育所、幼稚園の図書室、小・中学校の学校図書館の調査や各団体の連絡、調整などの事業を行っています。

また、田原本おはなし会では、従来から保育所、幼稚園、小学校を巡回して本の読み聞かせを定期的に行っていたりしており、学校図書館司書の役割の一端を担っていただいているところでございます。

さらに、今年度は、町立図書館の図書館システムと小・中学校の図書館システムの更新を実施いたしますが、これにより、町立図書館と各学校図書館がネットワーク化され、検索や貸し出しがスムーズに行えるようになります。

一朝一夕にはまいりませんが、このように学校図書館の環境整備に取り組んでいるところでもあります。

松本議員にご提案いただいております学校図書館ボランティアにつきましては、ボランティアグループとしての活動、PTAとしての活動、個人としての活動など、さまざまな形態があるようでございますので、子ども読書活動推進協議会におきまして、先進地の事例等、情報収集に努め、研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森 博康君 登壇）

○産業建設部長（森 博康君） 続きます、第2番、「防災対策について」のご質問にお答えいたします。

本町では、近年、想定を超える集中豪雨や台風などの増水による大和川の排水不良で水害被害が頻発しており、早期被害の軽減・解消が課題となっております。

県内の大和川流域では、急激な市街化による保水力の低下や、従来からの河川改修による治水事業では頻発する水害に対処することができないことから、大和川流域総合治水対策協議会が組織され、総合的な治水対策の協議が進められ、流域市町村に対し、流出抑制対策量が定められ、本町としては、ため池治水利用並びに雨水貯留浸透施設の対策量として、最小必要量をそれぞれ2万9,700^mと2,440^mと合計3万2,140^mが目標値として定められておりますが、本町の平成27年度末実績は、それぞれ0^mと1,660^mでございます。

本町では、浸水被害の軽減を図るため、雨水貯留浸透施設対策として、平成27年度より、十六面地区で雨水調整池1,200^mと、平成28年度より西竹田地区で雨水調整池2,800^mの貯留施設整備を進めております。

今年度以降、阪手自治会の協力を得まして、阪手二丁池2万3,200^mの貯留施設整備をも進めていく予定であり、完成に至れば、貯留対策量として2万8,860^mを見込まれます。

また、本町といたしましては、ため池治水利用対策として、新たな大和川流域の保水機能を高める流出抑制対策として、平成24年度より、水田貯留事業である田

んぼダムの事業に取り組んでいます。

県の協力を得て試験的に実施いたしました田んぼダムは、昨年度には9自治会20.8haであり、5センチたまれば1万400m³の貯留が見込まれます。今年度、新たに8haの実施を見込みますと、1万4,400m³の貯留が見込まれます。

今後は、水田の畦畔が低いことによる貯留量が少ないなどの問題につきまして、畦畔のかさ上げや補強、地籍調査後の畦畔の除去などにより、確実に貯留量を確保できるよう検討してまいります。

なお、田んぼダムにつきましては、大和川流域総合治水対策協議会におきまして、現在、治水対策を進める市町村の流出抑制対策量と認められるように条件整備中があります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 総務部長。

（総務部長 持田尚顕君 登壇）

○総務部長（持田尚顕君） 引き続き、「指定避難所の防災機能及び備蓄品の整備についての現状と今後の取組みについて」のご質問にお答えいたします。

指定避難所の耐震性などの安全性の確保では、15の避難所は、建物の耐震性は確保されておりますが、一定の避難所の非構造部材は通常仕様になっています。

また、施設に必要な諸機能の確保としては、ライフラインが被災した場合に備え、トイレ、電気、水、ガス、情報伝達手段等の確保が求められるところです。

避難所の備蓄品につきましては、アルファ化米、缶入りパン、カレーの食料や飲料水、紙おむつ、毛布などでございます。このほか、各小学校区に設置しています防災用備蓄コンテナには、組み立てトイレ、担架、発電機、ハンマー等工具類などの資材を備えています。

災害時には、物資や清涼飲料水等の供給、電気設備の応急復旧の応援、LPガス等の供給、し尿収集及び運搬など、災害協定を事業所や団体と結んでおり、協力を得ながら避難所の運営を行ってまいります。

また、災害に対するご家庭での備えとして、ふだんから飲料水や非常食などの備蓄について、防災のために特別なものを用意するのではなく、ふだんの生活で利用されているものを備えることなど、自助の取り組みが進むよう周知に努めてまいり

ます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 松本議員。

○12番（松本美也子君） ご答弁ありがとうございました。

教育長から、図書室の質問の件でご答弁いただきました。ありがとうございました。

この件に関しては、以前にも質問させていただいております。

学校図書室におきましては、ここにも述べさせていただいておりますように、今の町立の図書館が生涯学習センターのほうにできましたときに、館長、副館長の方が、今は現役から退いておられて、また地域で、またいろんなところで活動されております。この方たちであれば、学校のこともよくご存じですし、図書ボランティアの育成をしていただいて、これがまた学校の司書教諭の先生にこのことで大変なお世話をかけることに、お仕事がふえることになってはいけませんので、今申しましたように、田原本町において既に経験豊かな司書の資格をお持ちの方に統括していただくような——以前にも荒川区のことを例に挙げさせていただいて質問させていただいたように、学校図書館の支援室を立ち上げていただいて、そこで各小学校5校ありますし、幼稚園もあります。そして、図書室においては小学校5校と中学校2校がございます。

それで、図書ボランティアの育成をしていただいても、それぞれの学校でどうして進めていくのかとか、またこういう場合にどうするのかという図書ボランティアの方の育成を受けて実施、現場に入られたとしても、いろんな悩みも、また各学校によっていろいろばらつきがあってもいけませんし、そのために学校図書館の支援室ということで、そういう経験のある方に統括をしていただいて、そこで連携していただいて、ボランティアとして各学校で活躍をしていただくというふうな仕組みをとれば、そんなに難しいことではないし、日々雇用等でしていただければ、そんなに予算も財政も無理なことではないかと私は思っております。

これは、もう何回も質問させていただいたり、いろんなところでお願いをさせていただいているんですけども、なかなか進まないというのは、ちょっと私もどうしてかなと思います。多分、学校の先生に、司書教諭の方にご負担をかけるという

のの一つはありますし、町立図書館が充実しているのです、それで十分機能が、読書に関しては、子どもたちもそこでたくさん読まれているということで、何かそういうふうになんとか安心なところもあるのではないかなと思います。

でも、学校図書室というのは、教育長もご存じのように、本当に大事な場所です。それで、今、子どもたちが、以前も申しましたけれども、スマホやITが生活の一部になっている状況でございます。でも、この読書というのが本当に大事だと思います。

いろんな先進地を視察させていただいたりしましたら、やっぱり読書が活発になってきて、子どもたちが楽しんで読書をするようになった学校においては、いじめは確実に減っております。何よりも、やっぱり楽しんで子どもたちが読書をするという環境整備を何とかこの機会を通して、質問を通して、前向きに検討していただけるような、研究していただけるようなご答弁も教育長からいただきましたので、ぜひとも先進地のところも視察させていただいて、本当にこれだけ素晴らしい町立図書館がありますので、そこと連携する図書室を整備させていただいて、田原本町の子どもが、全国でも本当に素晴らしい読書環境整備ができるように期待をしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

この件に関しましては、そういうふうな学校図書館支援室も立ち上げて、図書ボランティアの育成を実際にやっていただけるような前向きの検討を、研究をしていただけるのかというところをもう少し明確にお答えしていただきたいと思っておりますので、その点だけお願いしたいと思います。

2項目めの質問ですが、豪雨・水害対策について、ハード面では、部長からご答弁もいただいたように、できる限り流出抑制対策をしていただいていると思っております。これに関しては、今後もまた取り組みをさらに進めていただければと思います。

それでもう1点、指定避難所の防災機能及び備蓄品の整備についてと避難場所について、少し心配な部分もございますので、再度質問させていただきたいと思っております。

この避難所一覧15カ所、田原本町の総合防災マップにも提示をしていただいておりますし、広報でもたびたびこの時期に、年に1回ぐらい周知をしていただいております。

おります。

この中で、私も文章の中で申していますように、本当にこの避難場所が適切であるかというのと、避難したときに、本当にすぐ避難して、その避難場所が適切に使用できるのかということも含めて、もう一度再考していただきたいと思います。

特に、磯城野高等学校体育館が避難場所の主だと思うんですけども、中を一度担当課で見ただけであれば、そのまますぐに避難できないという状況をわかっていたかだと思います。床の面やら、そしてトイレ、水が本当にすぐ出るのかという部分も含めましてお願いをしたいと思います。

それともう一つ、水害が起きたときに、避難勧告が出る前に、皆様もご存じのように、もう寺川にのみ込めない水路の水はあふれてきます。寺川の東側に隣接している小阪、阪手西の一部の方は、その前に、もう寺川の危険水域の勧告が出る前に避難をしようと思ったとしても、その時点で多分、東の役場の前ですよ、宮脇書店の前、そこから北中学校の前までは、全ての水路からあふれた水があふれ出して、車で避難できない状況です。だから、役場の前の大きな橋を渡って回らないとできないということもありますし、北中学校等においても、そういう状況のときに避難できるのか。

自主避難を事前にする場合に、役場とか開設していただいて、メールに出るんですけども、そうなったときに、本当に役場にこれだけの車で避難してこられたりしたときに対応ができるのかということも含めて、この避難場所の、やっぱり地震の場合と、それから水害の場合と違うと思うんですね。そういう計画は、全て田原本町としてはできていますし、要援護者の名簿もつくっていただいて、毎月更新をしていただいて、そういうものは本当に敬意を表したいぐらいきちっとできているのはそうなんですけれども、これを実際に避難できるのか、避難場所がこれでいいのか。

備蓄の件も、本当に災害になったときにおろせるところにあるのか。あるところでは、生涯学習センターは3階でした。3階の一番上にあるので、そこからそんな、一旦は暗くなる、自家発電があるにしても、あの狭い階段を渡って下までおろせるのかとか、そういうふうな、今後、本当に起こったときに、本当にこの体制で、この避難場所で大丈夫なのかということをもう一度確認していただいて、本当に高齢

者の方、福祉避難所の件も、私、今回と前回で問わせていただいたように、目の不自由な方、耳の不自由な方、また外国の方、体の不自由な方が逃げおくれて、つらい、悲惨なことにならないように、悲しいことにならないように、これだけすばらしい計画ができていますので、もう一度、またそこまで食い込んで検討をしていただきたいと思います。

この2点の質問でよろしくお願いたします。

○議長（西川六男君） 教育長。

○教育長（植島幹雄君） 私のほうからお答えさせていただきます。

最近、ネットからの情報に振り回されている昨今でございますので、子どもたちが多くの書物の中から実際に自分で手にとって活字に向き合うというのは、やはり子どもたちの創造力を豊かにするという上では大変大事なことだと考えております。

先ほども申しましたように、田原本町では、読書活動推進協議会の活動を生かしながら、図書館と学校あるいは園との連携強化しながら、学校等からの要望に応じて学校図書室運営を円滑に進めていくとともに、子どもの読書活動を支援しているところでございます。

また、学校・地域パートナーシップというのがございまして、その中に学校コミュニティ協議会というのが社会活動等の一環としてあるんですけれども、この活動では、登録された学校支援ボランティアの方々によって、いわゆる学校教育全般を支援するという、そんな活動がなされております。よく知られているものでは、見回りであるとか、あるいは特別活動の支援であるとか、学校行事の支援であるとか、そういったものがあるんですけれども、例えばこれをボランティアの方々に登録していただいて、図書館の環境整備あるいは読書活動の推進に役立てていただけるのも一つの方策ではないかなと考えております。

議員ご指摘の学校図書館支援室の開設につきましては、これは組織の開設になりますし、人的な配置も絡んでまいりますので、やはりこれについてはちょっと一朝一夕にはまいらないと思っておりますが、ご指摘のとおり、図書館教育あるいは読書教育の先進地を視察させていただきまして、研究に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 避難所の関係のご質問でございます。

まず、旧志貴高校につきましては、現在、使用されておられませんので、確かにそういう清掃等、メンテが行き届かないという課題は承知をいたしております。そういうことで、定期的に本庁のほうからそういう状況を確認してまいりたいと考えております。

それから、水もとまっておりますが、開栓につきましては、直ちに開栓はできるということになってございます。

それから、浸水の関係、避難所が15カ所ございますが、そのうち5カ所が浸水外の区域、残りの10カ所が浸水区域になっております。この浸水につきましても、一定の降雨条件のもとでの浸水のハザードマップをお配りさせていただいているところでございます。

特に、北中というお話がございますが、北中以外のところもおおむね50センチ以内の浸水ということになっておりますので、どこで堤防が破堤をするかということにもよりますので、そういった状況を踏まえて、避難所の指示、どこに避難をすればいいのかということも適切に判断をして、情報提供を早い段階で出していきたいと考えております。

それから、備蓄の関係、避難所の課題というのもご指摘をいただいたところでございます。そういったことも踏まえまして、避難所の課題等について再考してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 松本議員。

○12番（松本美也子君） 教育長、ありがとうございました。

できるだけ前向きに研究をしていただきまして、やっぱり学校の図書室に、いつの時間でも図書室があいている、人がいるという、そこが大事だと思うんですね。この文章の中に入れさせていただいたように、このごろは子どもたちのほうが塾通いで忙しくて、学校で読む時間が唯一の読書の時間になっている家庭環境にいらっしゃるお子さんもいらっしゃるので、とにかく読書だけの問題ではなくて、心に問題を抱えていらっしゃるお子さんも、図書室があいています、そこに図書ボランティア

ィアの方が、おばちゃんがいますという、先生にかわる人がいらっしゃるということで、そこの図書室がいろんな役割を果たす時代に入ってきているということも踏まえていただいて、できるだけ前向きに、少ない費用で適切な、本当に子どもたちにとって読書環境が充実できるような内容でお願いをしたいと思います。

大変ご無理なお願いということは重々承知しておりますが、とても大事なことだと思いますので、優先的にお願いしたいと思います。

また、避難場所も、ご答弁いただいたように、さらに細かく見ていただいて、よろしくお願いしたいと思います。

答弁は結構ですので、以上でございます。

○議長（西川六男君） 以上をもちまして、12番、松本議員の質問を打ち切ります。

これをもちまして、一般質問を打ち切ります。

暫時休憩をさせていただきます。再開は13時ということにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後0時58分 再開

○議長（西川六男君） それでは再開をいたします。

総括質疑（報第7号より議第38号までの19議案について）

○議長（西川六男君） 今期定例会に一括上程いたしました報第7号、平成28年度田原本町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告より議第38号、天理市との定住自立圏形成協定の一部変更についての19議案について、去る1日に行われました町長の提案理由の説明に対し、総括質疑を許します。

質疑ありませんか。10番、吉田議員。

○10番（吉田容工君） それでは、通告どおり質問させていただきます。

まず、報第7号、平成28年度一般会計補正予算について質問させていただきます。

今回、ふるさと応援寄附金というのが500万円入ったので、基金に積み立てた

いという提案です。

寄附をしていただいた方はどなたで、過去にどういう寄附をしていただいたのか、答弁を求めます。

○議長（西川六男君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） ご質問の寄附していただいた方、また過去にどういう実績はということでございます。

今回の補正に係ります大口寄附500万円は、町内に本社のある南部環境開発株式会社さんから受けたもので、過去に、25年度に1,000万、26年度に500万の寄附をいただいております、今回は3回目となります。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 27年度はなかったんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それで、この寄附は、一応どういうものに使ってくれという指定があると思うんですね。今回は、どういう指定があったのかと、それと過去の分はどのような指定があつて、どのようなふうにご利用したのかというところを教えてください。

○議長（西川六男君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） まず、寄附していただいた動機なんですけれども、田原本町は第二のふるさとであつて、地元のお役に立てればというご意思でしていただきました。

使い道、使途につきましては、その他必要な事業ということで、過去も必要な事業ということになっております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） さっきの質問に答えてないです。実際、過去の寄附金はどういうように活用されましたかという質問を今したんで、そこを教えてください。

○議長（西川六男君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） 議員にご納得いただけるかどうかわかりませんが、まず今現在、ふるさと応援基金の残高、28年度末で3,046万円ございます。内訳が、唐古・鍵が317万円、子どもの健全育成が197万円、教育環境整

備が109万円、地域産業・観光の振興が194万円、その他必要な事業が2,227万円となっております。

今現在、これまでに活用いたしました活用実績につきましては、ふるさと図書の購入であるとか、ふるさとかるたの印刷事業、それからデジジー図書の購入、町史デジタル資料公開の準備等に取り崩しといたしまして約686万円を活用しております。

ですので、今お聞きいただきました大口寄附が何に使われたかということにつきましては、今のところ、まだ活用の実績はございません。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 2回目と3回目がダブってしまったがために、次できなくなったということで、議事の進行、よろしくお願いします。

質問じゃなくて、ちょっとご指摘をさせていただきますが、寄附をいただいて、それをためておくだけが本当に寄附された方の意向に沿うことなのかと。この方で、今回で2,000万円出していただくと。残りが3,500万円になるのかな、入れたら。3,500万円になるんかと思うんですけれども……（「28年度末で3,046万円です」と町長公室長呼ぶ）

500万円、入ってあるの。（「入ってです」と町長公室長呼ぶ）

入れて。（「はい」と町長公室長呼ぶ）

そうすると、3,000万円残るわけです。そしたら、ほとんどこの方の、田原本町の行政に生かしてくれという、その意向が反映されずに、貯金として残っていると。これはやっぱり考えものじゃないかと思しますので、それだけ指摘しときます。

4回目、質問できないんで、次いかせていただきますけれども、報第8号、田原本町の税条例の改正について、なかなか難しいんですね。読んでいてもわからないというのが実態なので、ただ、少し読み取れたのがあったので通告をしました。

一つは、上場株式課税方式が見直しになったんじゃないかなと、それに伴う改正じゃないかと思うわけですね。それは、どういうふうな見直しであったか、なかったかと。

それと、地方税法第349条の3第28項の規定というのはどういうものですかと。

それから、特定耐震基準適合住宅と特定熱損失防止改修住宅の実績はあるのかというところを答弁お願いします。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） それでは、報第8号の税条例等の一部を改正する条例の関係のご質問でございますが、まず上場株式課税方式の見直しでございます。

個人住民税の配当割の課税標準である特定配当等のうち、特定上場株式等の配当等につきましては、所得税、個人住民税ともに、総合課税、それから源泉徴収のみで申告不要、それから申告分離課税のいずれかを選択することができるとなっており、株式等譲渡所得割につきましては、総合課税は選択できませんが、源泉分離または申告分離課税が選択できるとされています。

今回の見直しとなりましたのは、所得税の確定申告が提出されている場合であっても、その後に個人住民税の申告書が提出された場合には、後者の申告書に記載された事項をもとに課税することができることなどが明確にされたことに伴う改正でございます。

納税者が最も有利性が働く方法を選択し、申告するものであり、申告方法により、上場株式等の配当所得割は、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や国民健康保険税算定等の基礎となる総所得金額等や合計所得金額に含まれるので、留意する必要があると考えられます。

次に、地方税法第349条の3第28項の規定ということでございますが、家庭的保育事業（利用定員5人以下）の用に供する家屋及び償却資産に対して講じられている課税標準の特例措置（課税標準となるべき価格の2分の1の額）につきましては、今回の法律改正によりまして、課税標準を、価格に2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下の範囲において、市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとなっており、本町の条例で定める割合は参酌基準どおりの2分の1とするものでございます。

それから3点目でございますが、特定耐震基準適合住宅と特定熱損失防止改修住宅の実績ということでございますが、まず特定耐震基準適合住宅と特定熱損失防止改修住宅は、法改正により新設されたものであるため、実績はございません。

現行の耐震基準適合住宅の実績は、平成22年度が2件、平成23年度3件、平

成24年度3件であります。

熱損失防止改修住宅の実績は、平成22年度1件、23年度1件、29年度2件であります。

耐震の改修が行われた住宅（耐震基準適合住宅）につきましては、その翌年度分に限り税額の2分の1に相当する額を、省エネ改修が行われた住宅（熱損失防止改修住宅）につきましては、その翌年度分に限り税額の3分の1に相当する額をそれぞれ減額する特例措置が講じられており、特例措置の適用期間は来年3月31日までですが、今回の税制改正により、耐震改修または省エネ改修が行われた住宅が長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類を添付して市町村に申告が行われた場合には、改修工事が完了した翌年度分に限り、減額割合を3分の2に拡充することが今回の法規定により新設され、認定長期優良住宅等に係るものについての名称に特定がつけられたということでございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 大変難しいのでわかりにくいんですけども、一つ、最初の上場株式課税方式について聞きますけれども、いわば、国に対して申告しましたよと。それからあと、田原本町に対して住民税の申告しましたよと。国は総合課税やったと、田原本町には分離課税を選択したと。そんな場合は、国に対しては総合課税で納めてもらいますよね。その税額から基づいた田原本町の住民税、県民税というのと、今度は田原本町に住民税申告された、田原本町に入る住民税と県に入る県民税というのは違いますよね。その違いはどうなるんですか。

総合課税でしたら、所得に応じて累進課税になっていますんで違うと思いますし、分離課税にしたら、田原本は10%ですか、県が5%、田原本10%のような気もするんですけども、その点はどうなるんですか。やっぱり、ばらばらで納税したりするって、オッケーになるんですね。

それ一つと、それとあと、今おっしゃった中で、熱損失防止改修住宅では29年度2件という実績を述べられたような気がします、今年の方はもう2件と。去年されたから、今年はもうありますよということですよ。それ、ちょっと教えてください。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず、申告の方法でございますが、所得税で申告をすれば住民税も連動して、そのまま住民税の税額が算定されるというのが通常といたしますか。ただ、所得税と住民税、別の申告をすることによって、所得税とは別の計算の仕方では住民税を計算するという事になっておりますので、それを明確化したということでございます。（「何%ですか」と吉田議員呼ぶ）

パーセント、ちょっと待ってください。

それから、熱損失改修の部分につきましては、改修が行われた翌年ということでございます。29年度が2件という形で申し上げたということでございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） なかなか難しいので、多くは常任委員会での議論に委ねたいと思いますけれども、その中でちょっと、今質問した以外にややこしいのがありまして、2ページ目の、これは第1条で修正申告書とか増額更正とか、それから当該修正申告書とか当該増額更正とか、いろんな難しい専門用語が出てくるんです。これについては何が書いてあるかについて説明をお願いします。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 条文の関係でございますが、今、第50条第1項の関係、それから法第321条の8第1項に「修正申告が提出された」を「増額更正があった」に、それから「修正申告書の提出」を「増額更正」に改めというふうな形で、第321条の8の第1項の関係で修正になったと認識をいたしております。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） ちょっとわかりませんね。もっとわかりやすいように答弁してもらったほうがありがたいですね。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） すみません。これは、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改めという形、それと「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」というふうなことで、その修正申告のところに増額更正というのが明記されたという認識をいたしております。

○10番（吉田容工君） 税率は。（「ちょっとすみません」と総務部長呼ぶ）

○総務部長（持田尚顕君） 失礼いたしました。

国につきましては、総合課税で累進制ということでございます。

それで、町につきましては分離ということでございますと、5%という率でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） もう、これについては質問はできませんけれども、疑問だけ呈しておきますね。

一つは、町に申告があった場合は町民税と、それと県民税と一緒に集めますよね。県民税の税率5%なんですね。町民税は、なしなのかなと、今の答弁からしますと。それとも、県民税5%で町が5%なのかなと、その辺をやっぱりはっきりしていただきたいなど。これは、委員会のほうでされるとは思いますし、また後で情報提供いただいても結構です。

それともう一つ、この更正決定というのは、前回あった分じゃないかと思っているんです、私は。税率が決まりました、延滞されました、そのときに一旦減額修正がされました、そして滞納されました。今度、増額更正決定がされた。そのときに延滞税をどこから計算するか。以前は、当初の延滞から増額更正した金額に対する延滞税を取っていたんですね。この前、裁判で、減額したところから出発して、増額更正したところの延滞税を取るよう裁判が出て、改まった、その分じゃないかと思っているんですよ、これね。ですから、延滞税の起算をどこであるかというところの規定じゃないかと私は思っているんですよ。

もう3回質問しましたから、この中身については、常任委員会でぜひわかりやすく説明していただきますようお願いいたしますね。

次の報第9号、これも都市計画税の改正ですけれども、ここになかなか、条文の改正だけみたいに見えるような、そういう何条を何条に改めるぐらいしか書いていないので全く分からないんですね。ただ、町長は、提案理由の説明に、管理協定に係る協定倉庫または事業所内保育事業に使っているところに対する特例措置ということがここで決まっていますよという提案をされていますので、その点では、どこの変更がどれに当たるかということで、わかりやすく説明をお願いします。

○議長（西川六男君） 部長。

○総務部長（持田尚顕君） それでは、報第9号の都市計画税条例の改正でございま

す。

変更の内容ということでございますので、まず法の附則第15条第36項に規定がございます管理協定に係る協定倉庫につきましては、平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に本町と備蓄倉庫所有者との間において管理協定が締結されたものに対しまして、5年間、課税標準額を価格の2分の1に軽減するものでありましたが、期間の終了とともに特例項目を廃止し、削除するものでございますが、該当はございません。

それから、都市計画税の特例項目の新設でございますが、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の事業所内保育に係る施設を設置し、企業主導型保育事業を行う場合には、当該施設の用に供する固定資産に係る都市計画税を、政府の補助を受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年間を課税標準に2分の1の基準を参酌しまして3分の1以上3分の2以下の範囲において条例で定めるものとなってございまして、参酌基準のとおり、2分の1とするものでございます。

この2点が主なものでございます。

○議長（西川六男君） はい。

○10番（吉田容工君） それは、どの項目がそれに当たるかというのは話になかったんで、そこをわかりやすく説明していただけたらええのと、それから事業所内の保育施設で対象となるところは、今、田原本町にあるのかということが事前に通告させていただいてますんで、そこもあわせて答弁お願いします。

○議長（西川六男君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 事業所内保育所の対象についてお答えさせていただきます。

企業主導型保育事業は国の制度でありまして、事業者から公益財団法人児童育成協会へ直接申請されます。

本町で、現在、対象となる事業者は、ゆかりの里苑1事業者で、既に助成の決定はされておりました、本年の秋ごろから事業を開始予定です。事業を開始後、事業者のほうから県へ届け出されまして、その後、町のほうへ情報提供されるという形になっております。

以上です。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 根拠ということでございますので、改正後の附則のところでございます。現在の法附則第15条第39項の条例で定める割合というのがございまして、ここが今の改正に、法の附則に関連しますので、法の附則第15条第39号という形の改正の内容でございます。

それからもう一つ、法附則第15条第44項の条例で定める割合ということでございまして、これにつきましては、附則の第6、法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とするというところでの改正ということでございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） まだ3回目ですね。

そしたら、今、総務部長のややこしい説明はもう置いていて、また頼みますね。ゆかりの里苑というのは、どの事業所の中につくるんですか。

○議長（西川六男君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） たしか、老人福祉施設関係だと思っております。

すみません、ちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか、事業内容について。

○議長（西川六男君） 確認していただいている間次に進めます。

○10番（吉田容工君） そしたら、報第12号について聞かせていただきます。

消防団の公務災害に関する規定がどのように変わるのかということと、それと重度心身障害者という項目がありますけれども、これはどういう方が対象かということと、この改正は29年4月1日から施行するということを書いていますので、29年度だけの改正なのかと、それ以降はないのかということも含めて答弁お願いします。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） それでは、報第12号の田原本町消防団員等公務災害補償条例の改正の関係でございます。

まず、改正の内容でございますが、本改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令におきまして、消防団員等に係る公務上の災害に対する損害補償の算定の基礎となる額の扶養親族加算額及び加算対象区分の改正があったため、本条例も改正をするものでございます。

改正の内容でございますが、第1号配偶者の加算額を現行433円から333円に減額し、第2号の満22歳に達する日以降の最初の3月31日までにある子の加算額を217円から267円に増額、第2号で配偶者がいない場合は367円から333円に減額、配偶者及び扶養親族に係る子がない第3号の満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある孫、第4号の60歳以上の父母及び祖父母、第5号の満22歳に達する日以降の最初の3月31日の間にある弟妹、それから第6号の重度心身障害者につきましては300円となるものでございます。

重度心身障害者の適用ということでございます。対象につきましては、被災団員の扶養を受けている者のうち、第1号から第5号の条件に当てはまらない者で、重度心身障害者である者は第6号として扶養親族に含まれます。例えば、第2号は、23歳以上になれば、子として扶養親族ではなくなりますが、その方が重度心身障害者である場合は、引き続き第6号として扶養になるということでございます。

それから、29年度のみ改正かということでございますが、これ段階的に減額措置がされるということをお聞きしておりまして、30年度につきましても政令の改正が予定をされていると承知いたしております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） この点では、重度心身障害者加算というのは、22歳を越えた、23歳以上の子ども、孫がもし重度心身障害者でしたらこの加算額が適用されますよと。60歳未満のお父さん、お母さん、おじいさん、おばあさんがおられて重度心身障害者の場合はこの加算額ですよと。23歳から59歳までの方については適用されるということですよ。

それと、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令というのが出て、それに基づく改正だと思うんですね。それによりますと、平成30年度以降はまた変わりますよということがこの政令で決まっているんですね。

例えば、第1号、配偶者は333円から217円、そして第3、第4、第5は一緒かな、第6号が300円から217円になるのかな——ということも一緒に決まっていますよね。決まっていないんですか。政令自体はこういう提案されましたけれども、決まったのは29年度だけですか。

そしたら、今のところは29年度のまま、そのままいくということで、30年度以降の改正は今回踏まえていないということですか。

この質問しているうちにうなずいていただきまして、何か答弁がないようですので、一応確認だけしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 今、議員おっしゃったとおりでございまして、現行の政令でございまして非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令につきましては、29年度、今、提案したものが政令の改正でございまして、30年度以降について、またその金額の変更が想定をされているということでございます。

○議長（西川六男君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） ゆかりの里についてお答えいたします。

2カ所、事業所がございまして、1つ目が保津にあります小規模多機能ホームつどい、介護サービス関係です。もう1カ所が、平田にあります福祉センターすいせんの丘ということで、同じく介護サービス事業所となっております。

以上、2カ所を展開しておられます。（「わかりました」と吉田議員呼ぶ）

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） それでは、議第26号の29年度補正予算について質問させていただきます。

ごみ処理委託料について質問させていただきます。

このごみ処理委託料920万円は、5月から3月までのごみ処理委託料だと聞かせていただいています。

それでは、2月17日ですかね、田原本町の炉が壊れてから、2月、3月、4月と処理をして委託料を払っておられますけれども、その委託料についてはどんな金額を、単価で結構ですので示していただけますか、お願いします。

○議長（西川六男君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 2月、3月、4月のごみ処理委託料の詳細につきましてお答えします。

ごみ処理委託料、不燃ごみにつきましては、2月から4月まで、南部環境開発株式会社にごみ処理を委託しており、各月の処分量と委託料につきましては、2月分は約30トン、約101万円、3月分は約52トンで約177万円、4月分は約40トンで約135万円となっております。

トン当たり3万3,940円でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） そしたら、計算したらいいんですけども、すぐ計算できませんねんが、5月から11カ月ですか、そこでこの920万の積算の根拠を詳しく教えてもらえますか。

○議長（西川六男君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） この補正予算に関しましては、6月から3月31日の分までを考えています。それで、平均月トン数を考えまして、920万円という流れになっております。（「単価は一緒ですか」と吉田議員呼ぶ）

単価は一緒でございます。（「3万3,940円」と吉田議員呼ぶ）

はい。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） そしたら、5月分の処理料というのは出るんですか。

それとあと、不燃ごみは、このままずっと南部環境開発さんをお願いするのかという、田原本町の方向性についてはどうなっているかということをお教えください。

○議長（西川六男君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 5月分に関しましては、34トンで115万4,000円でございます。

それと、今後の不燃物のごみの関係ですが、当初計画から、やまとのほうに不燃ごみに関しましても搬入する予定でございましたが、ごみの分別の方法が各市町村違いまして、それに合わせた施設の整備を進めていただいていたんですが、今現在、不燃ごみに関しましては搬入できないような状況になっております。

それで、組合のほうと搬入条件等いろいろ協議をしております、今、その条件

を詰めにかかっている状況で、町の事業的な負担はなしという形で、組合のほうと、今現在、交渉中でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） ちょっと、よくわからなかったのは、今は持ち込めませんが、今後は御所のほうに新しい負担なしで持ち込めるというふうな話をされたような気がしますけれども、その点は町長が一番絡んでおられると思いますが、担当部長でしたらどこまでわかりませんが、田原本町として、どういう姿勢で不燃ごみに対応していく方向なのかということをお教えいただけますか。

○議長（西川六男君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 不燃ごみに関しましては、当初計画どおり、御所のほうで処分していただくような形で町としては考えておりますが、費用的なことが組合のほうからありまして、当初、それを賄える形の施設をつくっている関係上、町としては新たな負担は支払えないと組合のほうに申し上げております。その中で、組合のほうで妥協点というか、折り合い点を見つけていただいて、再度、町のほうと交渉を進めている現状でございます。

○10番（吉田容工君） もう3回しましたね。

○議長（西川六男君） はい。

○10番（吉田容工君） しましたね。やっぱり町長の答弁くださいよ。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） 3月末に組合議員の皆様もおられた議会の中での結論でございますが、3町の分別の持ち込みのルールが整っていなかったということで組合の中で話がありました。そのルールをまずつくろうということで、今、ルールづくりの最中でございます。

部長からも答弁ございましたように、もともと組合の施設は、持ち込めるものであるという中でやらせていただいておりますので、新たな費用負担がない形で持ち込むという方法を、今、御所、五條、田原本で共同でルールづくりをしていると。

今回、補正予算を上げさせていただいたのは、最大、これ1年間が決まらなければここまでの金額が必要ですよという枠取りだけでございまして、ルールが決まるのが早ければ、早く持ち込ませていただこうと考えております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） それでは、田原本町の選別が先端を行っているんやったらそういうこともできると思いますけれども、なかなか組合議会のほうの承認を得られないのかなと思いますので、田原本町の負担がなるべく少ないように対応していただきますようよろしくお願いいたします。

議第28号、附属機関に関する条例について質問します。

行政改革推進委員会設置の目的と、これまでなかったと、これまでとどう違うんかと、それと委員会に付託する行政改革の内容というのがどんなものかということについて答弁を求めます。

○議長（西川六男君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） 推進委員会の設置目的でございますが、国の改革基本方針で、国、地方にかかわらず、行政サービス全般にこれまで以上のコスト意識が求められており、また総務省からの地方行政サービス改革の推進に関する留意事項でも、積極的に行政サービスの改革に努めるようにと通知されているところでございます。

この行政サービス改革を、行政だけではなく、可能な限り学識経験のある方や住民の皆さんの意見をいただきながら協働で進めていくためには、方向性や取り組みへの意見の反映と取り組み状況に対する検証が不可欠なことから、委員会を設置するものでございます。

次に、これまでとどう違うのかにつきましては、委員の皆さんから、国の指針に基づく町の方向性、新行革大綱のたたき台などについてご意見をいただきまして、大綱案に反映していくという意味では、いずれも変わりはありません。

ただ、10年前当時に要綱により運営していた懇話会でございますが、自治法上の附属機関に該当すると判断されるものにつきましては、条例により設置することできっちりと整理する必要がありますので、条例に位置づけた上で、前回と同様に意見集約の上、ご提言をいただきたいと考えているものでございます。

また、推進委員会では、大綱策定時だけではなく、今後、毎年、進捗状況の報告もさせていただき、その取り組み状況についてもご意見をいただく委員会を開催し

たいと考えておりました、継続する推進委員会として機能できるように努めていきたいと考えております。

次に、想定される行政改革の内容でございますが、今回、国の指針による新しい方向性が示されまして、町としてもコスト意識を持って積極的な行政サービス改革を行う必要がありますことから、これらを踏まえて新大綱の策定を行いたいと考えております。

新大綱の、まずポイントとなる新たな取り組みは、業務手法の抜本的な見直しやICTの徹底的な活用、それから民間委託等の推進など新たな手法の導入を行うことによる業務の効率化、住民サービスの向上を図りますとともに、それらの業務改革により捻出された人的資源を公務員がみずから対応すべき分野に集中すること、また新指針には給与の見直しなどコスト削減の項目は示されておられませんので、行政内部の改革から、民間など外部の手法を活用することで行政改革を進める方向へシフトさせていくことが必要と考えております。

このような中ですので、新行革大綱には、効率的な行財政運営といたしまして、民間活力の有効活用やICTの活用による住民サービスの充実、近隣自治体との連携による効率化等の内容のほか、組織力の強化と人材育成、公有財産の有効活用など財政基盤の強化、情報発信や住民との協働の推進についても明記していくべき内容になるものと考えております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） それでは、聞かせていただきます。

そういうことで提案するという事なんですけれども、本当にそれでいいのかなと。

私は、この間、民間委託、いろんなことしましたよね。例えば、今日の午前に行った学校給食の民間委託。これは、当初5つの小学校でかかっていた費用は1,700万だったんですね、全てでね。それが、今、6,000万に上がりましたよね、今年度ね。民間委託にすると金額がはね上がるというのが田原本町の民間委託だったんです。その点では、行政改革ということなんかなというのは、市民の皆さんからも大変疑問の声が上がっているんです。民間活力を使ったら、田原本町の税金が

無駄遣いされるという感覚が広がっているんですね。

それと、子ども・子育て支援事業計画つくりましたよね。あの中では、幼稚園の預かり保育はしませんということでしたね。アンケートの結果、33%の方が幼稚園の預かり保育をやってほしいという、そういう資料が集まったにもかかわらず、子ども・子育て支援事業計画では幼稚園の預かり保育はやりませんと決めたんですよ。ところが、去年から、幼稚園の預かり保育をやっているんですよ。子ども・子育て支援事業計画をつくりながら、全く違うことを、今、田原本町はやっているんですね。では、何のためにこれ決めたんだということになるんですね。

その点では、こういう委員会をつくっていろいろ決めるけれども、本当にやる気あるのと、形だけと違うかという思いが強いんですね。

それと、今、行政改革推進委員会をつくって検討すると。田原本町は、適正人員の管理計画について、職員をふやすという方向性を打ち出していますね。それとこれがどうマッチングするのかと。いろんなところでいろんな計画つくるけれども、それはそれ、これはこれでは全然説明がつかないんですね。

なぜ、こんなことを私が言っているかいうと、これまでのいろんな委員会、私が入らせていただいたのは、まち・ひと・しごと創生総合戦略と、それから基本構想と2つ入らせていただきましたけれども、本当に議論がないんですよ。集まっている人がみんなでこういうふうにやったらいいなというところの議論はなしで——意見は言う機会がありますよ、私はこう思います、私はこう思います。でも、それ議論を闘わせて、いや、こんなまちにしたらいいよというところにならないんですよ。結果としたら、コンサルつくった分がまとめてしまうと。なぜかいったら、いろんなアンケートしますよ、集まるの遅いからちょっと待ってくださいよ、もう決めないと駄目ですよということで追いやられてしまいますよね。

今回のものも今年度中に決めるんでしょう。今、6月ですね。これ、実際、出発するとなったら、早くて7月です。それも資料、これからアンケートとりますよということになるんでしょう。でもないのかな、わかりませんが、実質、話は10月ごろから始まって、11月末には終わるんですよ。そんなことはないとはおっしゃるかわからないけれども、こんな計画の決め方で、本当に田原本町をどうしようかというところの結論が出るのかと。参加された皆さんが充て職で入ってくる

と、そんな人たちが本当に田原本町、こんなまちになるんだなという、そういう共通認識になるかということに疑問に思っているんですよ。

こんなことを言われているからこんな委員会をつくと、つくったけれども、それは形だけやと、結果、こういう経過がありますよというだけになったんでは何のためにつくったかわからないと。本当に計画をつくって魂入れる気があるのかというところを聞きたいんです。これは、公室長なのかな。町長なのかわかりませんが、発言できる人が答弁してください。

○議長（西川六男君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） 本当に住民の意見を聞いて、魂の入った計画をつくることができるのかというご質問でございますが、先ほどの設置目的とも答弁が重なりますが、まず、積極的に行政サービスの改革に努めていくということが必要でございます。

この行政サービスの改革を、行政だけではなく、可能な限り住民の方々、それから各種団体の方々、学識経験者の方々の皆さんの意見をいただきながら協働で進めていきたいというのがまず前提でございます。そして、方向性や取り組みへの意見の反映と、そして取り組み状況に対する住民の方々による検証が不可欠と考えておりますので、そういった意味で、当初は附属機関でない懇話会で意見を伺いたいということで考えておりましたが、推進委員会で皆様からのご意見を集約したご提言という形でいただいた上で行革大綱を設置したい。そして、毎年度の取り組み結果についても検証をお願いしたいということでございます。決して、形だけ意見を聞いた形にすると、そういうような考えはございません。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） そう言わないと駄目な立場におられるからね、言いますでしょう。今までそうになっているじゃないですか。

そうしたら、聞きますよ。

行政改革推進委員会を開きますと。まず、何が大切かといったら、今、現場の担当者、係長、補佐、課長の皆さんが自分らの仕事を見直したんですか。洗いがえをして、今こんな状態ですと言える状態なんですか。ないんでしょう。現場のことを知らない、外から来た人がやいやい言うのは好きなように言えますよ。現場はこう

なっていますということを先に、一番最初来られたときに説明できなかつたら、中身に入れないじゃないですか。ないでしょう。なっていますか。それだけお答えください。

○議長（西川六男君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） まず、委員会のほうでは、情報提供等させていただいて、新しい行革の指針であるとか、これまでの取り組み概要、それについてご意見をまずいただきたいと思っています。ですから、今回の新しい行革大綱に係ります個々、個別の実施計画については、その大綱に基づいて策定をしていきたいと考えています。

ですので、まずは取り組み概要とか、その結果報告を説明させていただいた上で、また大綱のたたき台も示させていただいた上で、行革の必要性や基本方針についてのご意見をいただきたいと思っております。今の状況は、そういうことでございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） もう時間もありませんけれども、今やっている方々が実際、行革大綱という国の示された方向はありますが、それと比べてどうかということ、やっぱり本当に比べてから出発しないと、もし全く関係ないところで方向が決まったら、また方向変わるのかというだけになってしまいますから、これだったら私の考えているのと同じ方向に変わったらいいいじゃないかと、そこが一番大切なんです。働いている人の喜びは、自分の思いが実現する、住民の方が来られて、その方の思いに自分の思いが重なって実現できたときに、初めて働く喜びってできるんですよ。そこをやっぱり考えていかないと、立場的にはしょうがないと思いますけれども、よく検討されたらと思います。

もう2分しかないんで何を聞こうかなと思いますが、第36号の南幼稚園の耐震補強工事請負について聞きます。

入札状況と、それと構造耐震指標が工事後どうなるかということと、県、国の補助金はどうつくかということをお願ひします。

○議長（西川六男君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） 入札の状況につきましては、指名競争入札により12社

を指名し、このうち9社が辞退され、3社が応札されましたが、1社が書類不備で無効となり、最終的には2社による入札の結果、田原本町大字今里182番地の1、株式会社山本工業、代表取締役山本行男氏が落札されました。

次に、耐震構造指標ですが、I s 値につきましては、このたびの耐震補強工事により、北園舎が0.72、南園舎が0.75となります。

最後に、国、県の補助金額ですが、このたびの耐震補強工事に係る国の補助金の申請額は892万6,000円、県の補助金はありません。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 以上をもちまして、総括質疑を打ち切ります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後1時49分 散会